

平成29年度

福島県交通安全実施計画

福島県交通安全対策会議

目 次

計画の基本的な考え方及び道路交通事故の現状	1
福島県交通安全実施計画の施策体系	3
第1章 道路交通の安全	7
第1節 道路交通環境の整備	7
1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	7
2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	12
3 幹線道路における交通安全対策の推進	13
4 交通安全施設等の整備事業の推進	19
5 歩行者空間のバリアフリー化	24
6 無電柱化の推進	25
7 効果的な交通規制の推進	26
8 自転車利用環境の総合的整備	27
9 高度道路交通システムの活用	28
10 交通需要マネジメントの推進	28
11 災害に備えた道路交通環境の整備	29
12 総合的な駐車対策の推進	32
13 道路交通情報の充実	32
14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	34
第2節 交通安全思想の普及徹底	38
1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	38
2 効果的な交通安全教育の推進	
3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	43
4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	51
5 住民の参加・協働の推進	
第3節 安全運転の確保	52
1 運転者教育等の充実	52
2 運転免許制度の改善	56
3 安全運転管理の推進	57
4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	57
5 交通労働災害の防止等	62
6 道路交通に関する情報の充実	63
第4節 車両の点検整備・安全性情報の提供	65
1 自動車アセスメント情報の提供等	65
2 自動車の検査及び点検整備の充実	65
3 リコール制度の充実・強化	67
4 自転車の安全性の確保	67

第5節 道路交通秩序の維持	68
1 交通の指導取締りの強化等	68
2 交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進	69
3 暴走族対策の推進	70
第6節 救助・救急活動の充実	72
1 救助・救急体制の整備	72
2 救急医療体制の整備	75
3 救急関係機関の協力関係の確保等	78
第7節 被害者支援の充実と推進	80
1 自動車損害賠償保障制度の充実等	80
2 損害賠償の請求についての援助等	81
3 交通事故被害者支援の充実強化	82
第8節 調査研究の充実	85
1 道路交通の安全に関する研究の推進	
2 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	85
第9節 避難地域の交通安全	85
1 交通事故の発生状況	
2 交通安全対策の強化	
3 避難生活者に対する交通安全教育の推進	85
第2章 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	86
第1節 鉄道交通の安全対策	86
1 鉄道交通環境の整備	86
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	87
3 鉄道の安全な運行の確保	88
4 鉄道車両の安全性の確保	91
5 救助・救急活動の充実	92
6 被害者支援の推進	93
第2節 踏切道における交通の安全対策	94
1 踏切道の立体交差化、構造の改良の促進	
及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	94
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	96
3 踏切道の統廃合の促進	96
4 その他踏切の交通の安全と円滑を図るための措置	96

実施計画の基本的考え方及び道路交通事故の現状

1 実施計画の基本的考え方

安全が確保され、安心できる暮らしの実現のためには、交通の安全は欠かすことのできない条件です。

第 10 次福島県交通安全計画では、人命尊重の理念に立ち、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案し、究極的には交通事故のない社会を目指して、施策を展開していくこととしており、本県の交通事故の実態を踏まえ、①高齢者及び子どもの交通事故防止、②自転車の安全利用、③シートベルトの着用の徹底、④交通安全意識の向上を重点的に取り組む項目として掲げています。

施策の推進に当たっては、「人優先」の交通安全思想を基本とし、高齢社会の進展や国際化等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、地震や津波等の防災の観点にも配慮しながら、行政を始め、関係機関・団体が連携し、県民のみなさんと一緒に地域の実情に応じた、効果的・効率的な対策の推進に努めていくこととしています。

本実施計画は、平成 28 年に作成した第 10 次福島県交通安全計画を着実に推進するため、国や県等が平成 29 年度に実施する事業計画を取りまとめたものです。これを県民の理解と協力のもと、関係機関が一体となって強力に推進することにより交通事故の発生を抑制し、交通安全計画の目標である「年間の交通事故死者数を平成 32 年までに 60 人以下、死傷者数を 6,300 人以下」を実現し、県民を交通事故の脅威から守ることを目指します。

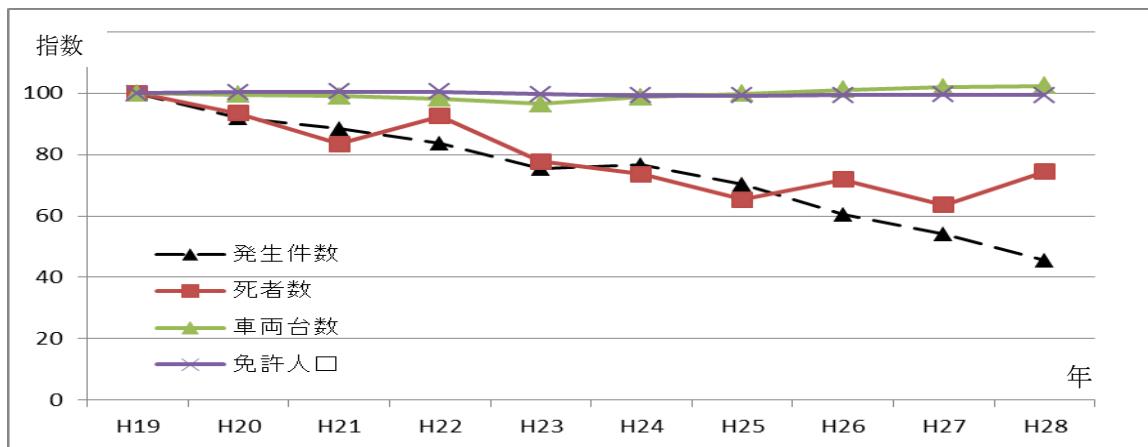
2 交通事故の状況

平成 28 年の本県の交通事故の状況は、人身交通事故発生件数が 51 年ぶりに 6,000 件を下回り、前年対比で発生件数、傷者数ともに大幅に減少しました。

しかし、死者数は前年を大きく上回り 90 人（対前年比：+13 人）とここ 5 年の間で最悪となり、引き続き交通安全対策を強力に推進していく必要があります。

【交通事故の推移】

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
発生件数	12,744	11,717	11,287	10,665	9,618	9,789	8,948	7,710	6,894	5,802
死者数	121	113	101	112	94	89	79	87	77	90
傷者数	16,245	14,659	14,242	13,253	11,855	12,188	11,061	9,450	8,344	7,112
車両台数	1,774,393	1,764,963	1,757,835	1,741,145	1,712,410	1,750,135	1,770,580	1,791,963	1,807,730	1,814,800
免許人口	1,316,158	1,319,878	1,321,188	1,322,334	1,310,410	1,305,412	1,306,025	1,308,015	1,308,583	1,307,658



※ 平成 19 年を「100」として表示

◇ 平成 28 年の交通事故の特徴は次のとおりです。

(1) 高齢者及び子どもの交通事故

- ① 65 歳以上の高齢者の交通事故死者は 41 人（全死者の 45.6%）。高齢運転者による死者数は 19 人（全死者数の 21.1%）で前年比 3 人減となっている。
- ② 高齢死者 41 人中、歩行中の被害が 18 人と最も多く（43.9%）、うち 14 人は夜間の被害。さらに、13 人は夜行反射材の着用がなかった。
- ③ 子ども（15 歳以下）の死者数は、平成 25 年 6 人、平成 26 年 1 人、平成 27 年 0 人と減少傾向であったが、平成 28 年は 3 人と増加に転じた。状態別では、四輪車同乗中 1 人、自転車乗用中 1 人、歩行者 1 人となっている。

(2) 自転車事故

- ① 自転車事故による死者数 11 人（対前年比 +2）、傷者数 562 人（対前年比 -129 人）のうち、交差点安全運転義務違反、安全不確認、一時不停止など、273 人（47.6%）に何らかの違反あり。
- ② 年代別では、高齢者 120 人（20.9%）、高校生 117 人（20.4%）、中学生 40 人（7.0%）、小学生 24 人（4.2%）、その他 272 人（47.5%）。

(3) シートベルトの着用状況

- ① 四輪乗車中の死者 38 人のうち、シートベルト着用者は 20 人で、着用率は 52.6%（前年比 +5.9%）。
- ② シートベルトを着用していなかった 18 人のうち、12 人はシートベルトを着用していれば救命効果があったと考えられる。
- ③ シートベルトの着用状況（平成 28 年） 警察庁/JAF調査による 全国平均

・一般道（運転席）	9 8 . 8% (対前年 △ 0.4 ポイント)	9 8 . 4%
・一般道（助手席）	9 2 . 5% (対前年 1.5 ポイント)	9 4 . 9%
・一般道（後部座席）	4 5 . 6% (対前年 1.2 ポイント)	3 6 . 0%
・高速道（運転席）	9 9 . 6% (対前年 △ 0.3 ポイント)	9 9 . 5%
・高速道（助手席）	9 9 . 3% (対前年 1.5 ポイント)	9 8 . 0%
・高速道（後部座席）	8 1 . 6% (対前年 3.6 ポイント)	7 1 . 8%

福島県交通安全実施計画の施策体系

第1章 道路交通の安全

- 1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 (P7)
 - ア 生活道路における交通安全対策の推進 (P7)
 - イ 通学路等における交通安全の確保 (P9)
 - ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備 (P10)
- 2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 (P12)
- 3 幹線道路における交通安全対策の推進 (P13)
 - ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進 (P13)
 - イ 事故危険箇所対策の推進 (P13)
 - ウ 事故多発地点緊急対策の推進 (P14)
 - エ 幹線道路における交通規制 (P14)
 - オ 重大事故の再発防止
 - カ 適切に機能分担された道路網の整備 (P15)
 - キ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進 (P16)
 - ク 改築等による交通事故対策の推進 (P18)
 - ケ 交通安全施設等の高度化 (P19)
- 4 交通安全施設等の整備事業の推進 (P19)
 - ア 交通安全施設等の戦略的維持管理 (P19)
 - イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 (P20)
 - ウ 幹線道路対策の推進 (P21)
 - エ 交通円滑化対策の推進 (P22)
 - オ ITS の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 (P23)
 - カ 道路交通環境整備への住民参加の促進 (P23)
 - キ 連絡会議等の活用
- 1 道路交通環境の整備
 - 5 歩行者空間のバリアフリー化 (P24)
 - 6 無電柱化の推進 (P25)
 - 7 効果的な交通規制の推進 (P26)
 - 8 自転車利用環境の総合的整備 (P27)
 - 9 高度道路交通システムの活用 (P28)
 - ア 道路交通情報通信システムの整備
 - イ 新交通管理システムの推進
 - 10 交通需要マネジメントの推進 (P28)
 - ア 公共交通機関利用の促進 (P28)
 - イ 自動車利用の効率化 (P29)
 - 11 災害に備えた道路交通環境の整備 (P29)
 - ア 災害に備えた道路の整備 (P29)
 - イ 災害に強い交通安全施設等の整備 (P30)
 - ウ 災害発生時における交通規制 (P30)
 - エ 災害発生時における情報提供の充実 (P31)
 - 12 総合的な駐車対策の推進 (P32)
 - ア きめ細かな駐車規制の推進 (P32)
 - イ 違法駐車対策の推進 (P32)
 - ウ 駐車場等の整備
 - エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚
 - オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進
 - 13 道路交通情報の充実 (P32)
 - ア 情報収集・提供体制の充実 (P32)
 - イ ITSを活用した道路交通情報の高度化 (P33)
 - ウ 適正な道路交通情報提供事業の推進 (P34)
 - エ わかりやすい道路交通環境の確保 (P34)
 - 14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 (P34)
 - ア 道路の使用及び占用の適正化等 (P34)
 - イ 休憩施設等の整備の推進 (P35)
 - ウ 子どもの遊び場等の確保 (P36)
 - エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限 (P37)
 - オ 地域に応じた安全の確保 (P37)

- 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (P38)
 ア 幼児に対する交通安全教育の推進 (P38)
 イ 小学生に対する交通安全教育の推進 (P38)
 ウ 中学生に対する交通安全教育の推進 (P39)
 エ 高校生に対する交通安全教育の推進 (P40)
 オ 20歳未満の運転免許取得者を含む成人等に対する交通安全教育の推進 (P41)
 カ 高齢者に対する交通安全教育の推進 (P42)
 キ 障がい者に対する交通安全教育の推進 (P42)
 ク 外国人に対する交通安全教育の推進 (P43)
- 2 交通安全思想の普及徹底
 1 効果的な交通安全教育の推進
 2 交通安全に関する普及啓発活動の推進 (P43)
 ア 交通安全運動の推進 (P43)
 イ 自転車の安全利用の推進 (P44)
 ウ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 (P44)
 エ チャイルドシートの正しい使用の徹底 (P44)
 オ 反射材用品の普及促進 (P44)
 カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立
 キ 危険ドラッグ対策の推進
 ク 効果的な広報の実施 (P47)
 ケ 自動車事故を防止するための取組支援(安全運転推進事業の実施)
 コ その他の普及啓発活動の推進 (P49)
- 3 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 (P51)
 4 住民参加・協働の推進
- 1 運転者教育等の充実 (P52)
 ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 (P52)
 イ 運転者に対する再教育等の充実 (P53)
 ウ 二輪車安全運転対策の推進 (P53)
 エ 高齢運転者対策の充実 (P54)
 オ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 (P55)
 カ 自動車安全運転センターの業務の充実 (P56)
 キ 自動車運転代行業の指導育成等
 ク 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実
 ケ 悪質・危険な運転者の早期排除 (P56)
- 2 安全運転の確保
 1 運転免許制度の改善 (P56)
 2 安全運転管理の推進 (P57)
 3 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 (P57)
 ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 (P57)
 イ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 (P58)
 ウ 飲酒運転の根絶 (P59)
 エ ICT・新技術を活用した安全対策の推進 (P59)
 オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策 (P59)
 カ 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の推進 (P60)
 キ 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等(P61)
- 4 交通労働災害の防止等 (P62)
 ア 交通労働災害の防止 (P62)
 イ 運転者の労働条件の適正化等 (P63)
- 5 道路交通に関する情報の充実 (P63)
 ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等
 イ 気象情報等の充実 (P63)
- 1 自動車アセスメント情報の提供等 (P65)
 2 自動車の検査及び点検整備の充実 (P65)
 ア 自動車の検査の充実 (P65)
 イ 型式指定制度の充実 (P66)
 ウ 自動車点検整備の充実 (P66)
- 3 リコール制度の充実・強化 (P67)
 4 自転車の安全性の確保 (P67)

- 5 道路交通秩序の維持
- 1 交通の指導取締りの強化等 (P68)
 - ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等 (P68)
 - イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等
 - 2 交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進 (P69)
 - ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 (P69)
 - イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化等 (P69)
 - ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 (P69)
 - 3 暴走族対策の推進 (P70)
 - ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 (P70)
 - イ 暴走行為阻止のための環境整備
 - ウ 暴走族に対する指導取締りの強化 (P71)
 - エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 (P71)
 - オ 車両の不正改造の防止 (P72)
- 6 救助・救急活動の充実
- 1 救助・救急体制の整備 (P72)
 - ア 救助体制の整備・拡充 (P72)
 - イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 (P72)
 - ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 (P72)
 - エ 救急救命士の養成・配置等の促進 (P73)
 - オ 救助・救急用資機材の整備の推進 (P73)
 - カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進 (P74)
 - キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 (P74)
 - ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 (P75)
 - ケ 緊急通報システム・事故自動通報システムの整備
 - 2 救急医療体制の整備 (P75)
 - ア 救急医療機関等の整備 (P75)
 - イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等 (P77)
 - ウ ドクターヘリ事業の推進 (P78)
 - 3 救急関係機関の協力関係の確保等 (P78)
- 7 被害者支援の充実と推進
- 1 自動車損害賠償保障制度の充実等 (P80)
 - ア 自動車損害賠償責任保険(共済)の適正化の推進 (P80)
 - イ 無保険(無共済)車両対策の徹底 (P80)
 - ウ 任意の自動車保険(自動車共済)の充実等
 - 2 損害賠償の請求についての援助等 (P81)
 - ア 交通事故相談活動の推進 (P81)
 - イ 損害賠償請求の援助活動等の強化
 - 3 交通事故被害者支援の充実強化 (P82)
 - ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 (P82)
 - イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 (P83)
 - ウ 公共交通事故被害者への支援 (P84)
- 8 調査研究の充実
- 1 道路交通の安全に関する研究の推進
 - ア 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進
 - イ その他の研究の推進
 - 2 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化 (P85)
- 9 避難地域等の交通安全
- 1 交通事故の発生状況
 - 2 交通安全対策の強化
 - ア 国道6号及び県道広野停車場線外と県道いわき浪江線対策
 - イ 県道原町川俣線対策
 - ウ 常磐自動車道における対策
 - エ 今後の対策
 - 3 避難生活者に対する交通安全教育の推進 (P85)

第2章 鉄道交通及び踏切道における交通の安全

- 1 鉄道交通の安全対策
 - 1 鉄道交通環境の整備 (P86)
 - (1) 鉄道施設等の安全性の向上 (P86)
 - (2) 運転保安設備等の整備
 - 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 (P87)
 - 3 鉄道の安全な運行の確保 (P88)
 - (1) 保安監査の実施 (P88)
 - (2) 運転士の資質の保持 (P88)
 - (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用 (P89)
 - (4) 気象情報等の充実 (P89)
 - (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 (P90)
 - (6) 運輸安全マネジメント評価の実施 (P91)
 - 4 鉄道車両の安全性の確保 (P91)
 - 5 救助・救急活動の充実 (P92)
 - 6 被害者支援の推進 (P93)
- 2 踏切道における交通の安全対策
 - 1 踏切道の立体交差化、構造の改良の促進 及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 (P94)
 - 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 (P96)
 - 3 踏切道の統廃合の促進 (P96)
 - 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 (P96)

第10次福島県交通安全計画における「対策の重点」に係る事業については、事業名の先頭に下記のとおり表示しています。

- 高齢者及び子どもの交通事故防止 : 重-1
- 自転車の安全利用 : 重-2
- シートベルト着用の徹底 : 重-3
- 交通安全意識の向上 : 重-4

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	(実施機関名)	東北地方整備局
細目	ア 生活道路における交通安全対策の推進		

(実施内容)

交通事故全体の死者数は減少しているものの、歩行中・自転車乗車中の死者数は全体の半数を占めている。その死者の半数は、自宅から半径 500m 以内の身近な生活道路で発生しているため、生活道路における交通事故対策が必要となっている。

そのため、直轄国道だけでなく、県道、市町村道も事故対策検討の対象とし、各自治体と事故データ分析、事故対策方法の検討を進める。

[前年度の実績]

福島市、郡山市、会津若松市、いわき市、小野町、三島町の生活道路区間における ETC2.0 による交通解析データを提供した。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	(実施機関名)	警察本部交通規制課
細目	ア 生活道路における交通安全対策の推進		

(実施内容)

- 1 ゾーン 30 整備を推進し、自転車及び歩行者の安全な走行空間の確保を図る。
- 2 音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、歩行者と自動車が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号機の整備検討を推進する。
- 3 信号灯器の LED 化、標識・標示の高輝度化等交通安全施設整備の充実を図り、見やすくわかりやすい道路空間の創出を推進する。

章	1 道路交通の安全	事業名 (実施機関名) 道路整備課、道路管理課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
細目	ア 生活道路における交通安全対策の推進	

(実施内容)

- 1 歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、交通規制及び交通管制との連携を強化し、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良を実施する。
- 2 道路標識標示板の共架、設置場所の統合・改善を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進する。
- 3 交通事故の多いエリアでは、県、市町村、地域住民等が連携して効果的・効率的に対策を実施する。

[前年度の実績]

H27 歩道整備延長：4.0 km (H28は調査中)、交差点改良 26箇所実施、通学路交通安全プログラム等にて、効果的な対策を検討のうえ実施。

章	1 道路交通の安全	事業名 (実施機関名) まちづくり推進課
節	1 道路交通環境の整備	
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
細目	ア 生活道路における交通安全対策の推進	

(実施内容)

あんしん歩行エリアや自転車、歩行者の事故発生の恐れが高い箇所について、公安委員会の交通規制等対策と役割分担をしながら、交差点改良や歩道、自転車通行環境等安全・安心な道路交通環境の整備を推進する。

章	1 道路交通の安全	事業名 重－1	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	(実施機関名) 東北地方整備局	
細目	イ 通学路等における交通安全の確保		

(実施内容)

小中学校及び高等学校の通学路における、歩行者自転車の多い区間や地下道等の施設で交通事故やヒヤリハットが多発しており、安全な通行を確保するのに緊急に対策を要する箇所では、対象となる地区の学校、交通安全協会等と現地点検のうえ、事故対策工を検討・実施する。

[前年度の実績]

- ・国道13号 舟場町地下道(H27年度マナー向上検討会の結果より)、国道13号 由添地下道(周辺住民との現地点検の結果より)において、自転車の押し歩きを促す等事故発生を未然に防止するための対策を実施した。
- ・通学路点検及び事故対策検討を実施した。

章	1 道路交通の安全	事業名 重－1	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	(実施機関名) 警察本部交通規制課	
細目	イ 通学路等における交通安全の確保		

(実施内容)

- 1 交通危険地点における関係機関合同点検等を通し、安全対策の改善を継続的に推進する。
- 2 通学路における交通規制の不断の見直しを行い、適切な交通規制の実施を推進する。

章	1 道路交通の安全	事業名 重－1	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	(実施機関名) 道路整備課	
細目	イ 通学路等における交通安全対策の確保		

(実施内容)

- 1 定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組みを支援するとともに、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

- 2 通学路等の歩道整備等を積極的に推進する。
- 3 路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備等の拡充等の対策を推進する。

[前年度の実績]

H27 歩行空間（歩道、カラー舗装、段差解消等含む）整備延長：5.0 km（H28は調査中）
通学路交通安全プログラム等にて、効果的な対策を検討のうえ実施。

章	1 道路交通の安全	事業名 交付金事業（街路） 街路事業 復興交付金事業（街路） 交付金事業（街路）（復興）	重－1
節	1 道路交通環境の整備		
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備		(実施機関名)
細目	イ 通学路等における交通安全の確保		まちづくり推進課

(実施内容)

小・中高等学校、養護学校の通学路や自転車、歩行者の多い区間で歩道のない橋りょう、歩行者の事故が多発している箇所など、安全な通行を確保するのに緊急に対策を要する箇所の歩道整備を推進する。

章	1 道路交通の安全	事業名 重－1
節	1 道路交通環境の整備	
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	(実施機関名) 東北地方整備局
細目	ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備	

(実施内容)

- 1 改築事業と併せて歩道等の整備を行う場合は、快適な歩行空間を確保した適切な歩道の整備を行う。
- 2 駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に「平坦性、幅員が確保された歩道の整備」、「立体横断施設の昇降部の改良」を行う。
- 3 電線類の地中化による無電柱化の推進。
- 4 歩道の構造については、段差の解消や視覚障害者誘導ブロックの設置等を実施する。

[前年度の実績]

- 1 国道4号 伊達拡幅事業において整備を推進した。
- 2 国道13号 大町地下横断歩道のエレベーター設置に向け関係機関と調整し、工事を発注した。
- 3 国道4号 福島市松浪町において整備を推進した。
- 4 管内の視覚障害者誘導ブロックの破損箇所の補修や、不連続箇所の解消を図った。

章	1 道路交通の安全	事業名 重－1	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	(実施機関名) 道路整備課	
細目	ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備		

(実施内容)

- 1 駅や公共施設、福祉施設、病院等を連結する歩道の段差解消や拡幅、歩道の障害物撤去等を進め、ユニバーサルデザインに配慮した安全で快適な歩行空間ネットワークの整備を推進する。
- 2 視覚障害者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識、バリアフリーマップ等により、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内する。

[前年度の実績]

H27 歩行空間（歩道、カラー舗装、段差解消等含む）整備延長：5.0 km (H28は調査中)

章	1 道路交通の安全	事業名 重－1 交付金事業（街路） 街路事業 復興交付金事業（街路） 交付金事業（街路）（復興）	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	(実施機関名) まちづくり推進課	
細目	ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備		

(実施内容)

- 1 すべての人が同じ空間を、同じ動線で、自由に移動できることを基本に、車いす利用者が通行しやすい歩道勾配の採用や公共交通機関との円滑な接続、積雪時における通行幅の

確保等、連続性や動線、段差に配慮し、冬期間でも安全で安心して通行できるユニバーサルデザインの考えに基づいた道路整備を推進する。

2 鉄道駅や病院、福祉施設などを連結する道路について、歩道の段差解消や拡幅、無電柱化による障害物除去などユニバーサルデザインに配慮した歩道のネットワークを整備し、高齢者や障がい者を含むすべての人々が安全で安心して社会活動に参加できるまちづくりを支援する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	(実施機関名)	東北地方整備局
細目			

(実施内容)

通過交通の排除と交通の分散により、都市部における渋滞緩和と交通安全の確保を図るため、バイパスの整備を推進する。

[前年度の実績]

- ・国道 13 号 福島西道路Ⅱ期工事に着手した。
- ・国道 6 号 久之浜バイパスの全線供用を開始した。
- ・国道 49 号 平バイパスの全線 4 車線供用を開始した。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	(実施機関名)	道路整備課、高速道路室
細目			

(実施内容)

高規格幹線道路や地域高規格道路等の整備を推進し、道路種別に応じた適切な交通量を分担できる道路ネットワーク形成に努め、道路の適切な機能分化を推進する。

特に、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車を中心の道路交通の形成に努める。

[前年度の実績]

生活道路の交通安全対策実施エリアの登録

(6 市町・10 箇所) 福島市、郡山市、いわき市、須賀川市、小野町、三島町

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関名)	
細目	ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進	東北地方整備局	

(実施内容)

- 1 直轄国道における交通事故が多発する箇所を事故ゼロプランに選定し、優先的に事故対策工の検討・実施を進める。
- 2 未対策の箇所だけでなく対策済箇所についても、事故低減効果が少ない箇所については、再度事故分析・対策工を検討する。

[前年度の実績]

- ・新たな箇所を事故ゼロプランに選定するとともに、事故対策完了箇所の対策効果検討、事故低減効果が少ない箇所の再度事故分析・対策工を検討した。
- ・過年度に作成した選定箇所の事故対策カルテのデータを更新し、事故発生状況についてモニタリングを実施した。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関名)	
細目	イ 事故危険箇所対策の推進	東北地方整備局	

(実施内容)

H28 年度に新規に選定された事故危険箇所において、事故分析・対策検討を実施する。

[前年度の実績]

事故多発、交通挙動多発の視点から選定された事故危険箇所について、事故分析・対策検討を実施した。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関名)	
細目	イ 事故危険箇所対策の推進	警察本部交通規制課	

(実施内容)

交通事故多発地点や交通危険箇所等に対する事故抑止対策を実施し、信号機の改良や道路標識の高輝度化等の対策を推進する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関名)	
細目	イ 事故危険箇所対策の推進	道路計画課、道路整備課、 高速道路室	

(実施内容)

事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として指定し、集中的な事故抑制対策を実施する。

[前年度の実績]

(H29.1) 新たに事故危険箇所を 6 箇所登録。対策実施は H29 年度以降。

章	1 道路交通の安全	事業名	事故多発地点緊急対策
節	1 道路交通環境の整備		事業
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関名)	
細目	ウ 事故多発地点緊急対策の推進	生活交通課	

(実施内容)

交通事故の多発する危険箇所や交通渋滞箇所など、交通上問題のある場所について、道路環境整備技術調査委員会（関係行政機関及び学識経験者により構成）による調査研究を行い、事故削減に向けた対策を検討する。

- (1) 平成 29 年度は調査箇所（県内 6 か所程度）について、現地調査を実施し、改善点を関係機関に通知する。
- (2) 平成 27 年度調査研究箇所（県内 6 か所）に対する改善実施状況を調査し、結果を関係機関に通知する。

[前年度の実績]

県内 6 か所の交通事故多発地点について、現地調査を実施し、改善点を関係機関に通知した。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関名)	
細目	エ 幹線道路における交通規制	警察本部交通規制課	

(実施内容)

- 1 速度規制、追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、適切な交通規制を実施する。

2 新規供用の高速自動車国道や自動車専用道路の安全で円滑な交通を確保するため、適切な交通規制を実施する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関名)	
細目	力 適切に機能分担された道路網の整備	道路計画課、道路整備課、 高速道路室	

(実施内容)

道路計画に基づき、「基幹的な道路」「地域連携道路」「主要生活幹線道路」「生活幹線道路」「生活道路」に分類し、道路の機能に応じた体系的なネットワークの整備を進め、安全で円滑な道路交通を確保する。

- 1 高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。
- 2 一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路等の整備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。
- 3 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。
- 4 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通ができる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、県公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプ・狭さく等による車両速度及び通過交通の抑制等の整備を総合的に実施する。

[前年度の実績]

- ・東北中央自動車道の開通
福島 JCT～福島大笹生 IC 間 (H28.9) 及び阿武隈東道路 (H29.3)

章	1 道路交通の安全	事業名	交付金事業（街路）
節	1 道路交通環境の整備		街路事業 復興交付金事業（街路） 交付金事業（街路）（復興）
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関名)	
細目	カ 適切に機能分担された道路網の整備		まちづくり推進課

(実施内容)

- 1 高規格幹線道路や地域高規格道路等の整備を推進し、道路種別に応じた適切な交通量を分担できる道路ネットワーク形成に努める。
- 2 都市部における通過交通の排除や交通の効果的な分散を図るため、バイパス及び環状道路の整備を推進し、交通渋滞の緩和や交通事故の防止に努める。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関名)	
細目	キ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進		道路管理課、高速道路室

(実施内容)

交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、道路の拡幅等の改築事業、道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。

- 1 事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、事故要因の分析を行い、中央分離帯強化型防護柵、自発光式視線誘導標、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を重点的に実施する。
- 2 道路構造上往復に分離されていない非分離区間については、対向車線へのみ出しによる重大事故を防止するため高視認性ポストコーン、高視認性区画線の設置による簡易分離施設の視認性の向上、凹凸型路面標示の設置等の分離対策の強化を図る。

[前年度の実績]

- ・磐越道の暫定2車線区間に事故防止のためのワイヤーロープ設置が決定

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関名)	
細目	キ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進	東日本高速道路(株) 東北支社 福島管理事務所 郡山管理事務所 いわき管理事務所 会津若松管理事務所	

(実施内容)

- (ア) 事故多発区間では、要因を分析したうえで優先順位等を考慮しつつ、導流レーンマークや注意喚起標識の設置、雨天時等の走行環境向上のための高機能舗装の整備等を行っている。今後も必要に応じて事故防止対策の推進を図っていく。
- (イ) 往復に分離されていない非分離区間では、凹凸型路面標示の設置等の安全対策の強化を行っている。また、正面突破事故防止として試行（他県）するワイヤロープについて、効果検証を行う。今後も必要に応じて事故防止対策の推進を図っていく。
- (ウ) 逆走及び歩行者、自転車等の立ち入り事案による事故を防止するため、連絡等施設付近では標識（回転灯による注意喚起を含む）や路面標示の整備やポスター等の掲示等により安全啓発を行っている。また、関係機関との連携や技術公募等により、効果的な対策を検討し導入していく。今後も必要に応じて事故防止対策の推進を図っていく。
- (エ) 渋滞区間の追突事故を防止するため情報板（臨時情報板を含む）での情報提供や後尾警戒車等による渋滞情報の提供等の措置も行っている。また、休憩施設における混雑期等での車両誘導員の配置や臨時情報版による情報提供により混雑の解消等を推進する。今後も必要に応じて事故防止対策の推進を図っていく。
- (オ) 常磐自動車道の全線開通に伴う交通量増加により、暫定2車線区間の速度低下がみられることや事故発生の状況を踏まえ、機能強化を目的に「いわき中央I C～広野I C間」の4車線化や一部区間の付加車線整備に向けた事業を推進する。
- (カ) 高速道路上におけるドクターヘリ等による救助・救急活動を支援するため、活用可能な本線や連絡等施設等での活動に支援、協力していく。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関名)	
細目	ク 改築等による交通事故対策の推進	東北地方整備局	

(実施内容)

バイパスの整備、一般道路の拡幅等に当たっては、交通安全施設等（中央帯、防護柵、道路標識、道路照明、路面標示、区画線、立体横断施設等）についても整備する。

[前年度の実績]

- ・国道4号 伊達拡幅事業、国道49号 菅沢付加車線事業、国道6号 玉川地区事故対策において整備を推進した。
- ・国道6号 久之浜バイパス全線供用および、国道49号 平バイパスの全線4車線供用を開始した。
- ・国道13号 福島西道路Ⅱ期工事に着手した。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関名)	
細目	ク 改築等による交通事故対策の推進	道路整備課	

(実施内容)

- 1 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、バイパスの整備と併せた道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。
- 2 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。
- 3 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐停車対策等の推進を図る。
- 4 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進する。
- 5 歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史的みちすじ等の整備を体系的に推進する。

[前年度の実績]

交差点改良 26箇所実施

章	1 道路交通の安全	事業名 街路事業 復興交付金事業（街路） 交付金事業（街路）（復興）	交付金事業（街路）
節	1 道路交通環境の整備		街路事業 復興交付金事業（街路） 交付金事業（街路）（復興）
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関名)	
細目	ク 改築等による交通事故対策の推進	まちづくり推進課	

(実施内容)

交差点改良や歩道、自転車通行環境等安全・安心な道路交通環境の整備を推進する。

【今年度計画】

〔まちづくり推進課〕

事業区分	事業費（千円）	事業区分	事業費（千円）
街 路	2,397,392	街 路	2,355,084

【前年度実績】

〔まちづくり推進課〕

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進	(実施機関名)	
細目	ケ 交通安全施設等の高度化	警察本部交通規制課	

(実施内容)

- 1 交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を推進する。
- 2 疑似点灯防止による視認性の向上に資する信号灯器のLED化を推進する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	4 交通安全施設等の整備事業の推進	(実施機関名)	
細目	ア 交通安全施設等の戦略的維持管理	警察本部交通規制課	

(実施内容)

- 1 信号制御機や信号柱の更新を計画的に推進し、老朽施設の減少に努める。
- 2 標識柱の点検、大型標識や路側標識等の廃止及び更新を計画的に推進し、適正な交通安全施設の維持管理に努める。

章	1 道路交通の安全	事業名	重－1、重－2
節	1 道路交通環境の整備		
項目	4 交通安全施設等の整備事業の推進	(実施機関名)	
細目	イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進		東北地方整備局

(実施内容)

下記の事項のとおりとする。

- 1－1－1 ア 生活道路における交通安全対策の推進
 - イ 通学路等における交通安全の確保
 - ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

[前年度の実績]

- (ア) 福島市、会津若松市、いわき市、小野町、三島町の生活道路区間における ETC2.0 による交通解析データを提供した。
- (イ) 国道 13 号 船場町地下道(H27 年度マナー向上検討会の結果より)、国道 13 号 由添地下道(周辺住民との現地点検の結果より)において、自転車の押し歩きを促す等事故発生を未然に防止するための対策を実施した。
- (ウ) 1 国道 4 号 伊達拡幅事業において整備を推進した。
2 国道 13 号 大町地下横断歩道のエレベーター設置に向け関係機関と調整し、工事を発注した。
3 国道 4 号 福島市松浪町において整備を推進した。
4 管内の視覚障害者誘導ブロックの破損箇所の補修や、不連続箇所の解消を図った。

章	1 道路交通の安全	事業名	重－1、重－2
節	1 道路交通環境の整備		
項目	4 交通安全施設等の整備事業の推進	(実施機関名)	
細目	イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進		警察本部交通規制課

(実施内容)

「ゾーン 30」等の車両速度の抑制、交通の抑制・排除等の総合的な交通事故対策を推進するとともに、自転車利用環境の整備推進等により、歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名	重－1、重－2
節	1 道路交通環境の整備		
項目	4 交通安全施設等の整備事業の推進	(実施機関名)	
細目	イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	道路整備課	

(実施内容)

生活道路において人優先の考え方の下、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。

また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

[前年度の実績]

H27 歩行空間（歩道、カラー舗装、段差解消等含む）整備延長：5.0 km (H28は調査中)

H27無電柱化延長：1.4km (H28は調査中)

踏切対策実施：1箇所

(喜多方西会津線：町尻)

章	1 道路交通の安全	事業名	重－1、重－2
節	1 道路交通環境の整備		交付金事業（街路） 街路事業 復興交付金事業（街路） 交付金事業（街路）（復興）
項目	4 交通安全施設等の整備事業の推進	(実施機関名)	
細目	イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進		まちづくり推進課

(実施内容)

小中高等学校、養護学校の通学路や自転車、歩行者の多い区間で歩道のない橋りょう、歩行者の事故が多発している箇所など、安全な通行を確保するのに緊急に対策を要する箇所の歩道整備を推進する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	4 交通安全施設等の整備事業の推進	(実施機関名)	
細目	ウ 幹線道路対策の推進		警察本部交通規制課

(実施内容)

事故危険箇所等において重点的な交通事故抑止対策を推進するほか、信号機の改良等を実施する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	4 交通安全施設等の整備事業の推進	(実施機関名)	
細目	ウ 幹線道路対策の推進		道路整備課

(実施内容)

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、交差点改良等の対策を実施する。

[前年度の実績]

(H29.1) 新たに事故危険箇所を 6 箇所登録。対策実施はH29年度以降。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	4 交通安全施設等の整備事業の推進	(実施機関名)	
細目	エ 交通円滑化対策の推進		警察本部交通規制課

(実施内容)

交通流に応じた信号機の秒数調整等により、交通円滑化を推進する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	4 交通安全施設等の整備事業の推進	(実施機関名)	
細目	エ 交通円滑化対策の推進		道路整備課

(実施内容)

交通安全に資するため、交差点の立体化、比較的遮断時間の長い踏切の解消等を推進することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進する。また、これらを通じて、自動車からの二酸化炭素排出量の減少化を図る。

[前年度の実績]

交差点改良 26箇所実施

章	1 道路交通の安全	事業名		
節	1 道路交通環境の整備			
項目	4 交通安全施設等の整備事業の推進	(実施機関名)		
細目	才 I T S の推進による安全で快適な道路交通環境の実現	警察本部交通規制課		
(実施内容)				
交通管制システムの充実・高度化を図る。				
章	1 道路交通の安全	事業名		
節	1 道路交通環境の整備			
項目	4 交通安全施設等の整備事業の推進	(実施機関名)		
細目	カ 道路交通環境整備への住民参加の促進	警察本部交通規制課		
(実施内容)				
住民からの意見箱としての「標識BOX」及び「信号機BOX」等を活用して、道路交通環境の整備に反映する。				
章	1 道路交通の安全	事業名	交付金事業（街路）	
節	1 道路交通環境の整備		街路事業 復興交付金事業（街路） 交付金事業（街路）（復興）	
項目	4 交通安全施設等の整備事業の推進	(実施機関名)		
細目	カ 道路交通環境整備への住民参加の促進		まちづくり推進課	
(実施内容)				
交通安全の確保は、道路利用者の生活や地域の掲載、社会活動に密着した課題であるとともに、道路環境や利用実態が地域によって異なること等を踏まえ、道路交通環境の整備に当たっては、地域住民の声を積極的に取り入れながら、地域の実情に応じた効果的・効率的な対策を推進する。				

章	1 道路交通の安全	事業名	重－1
節	1 道路交通環境の整備		
項目	5 歩行者空間のバリアフリー化	(実施機関名)	
細目		東北地方整備局	

(実施内容)

下記の事項のとおりとする。

1－1－1 ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

[前年度の実績]

- (ウ) 1 国道4号 伊達拡幅事業において整備を推進した。
- 2 国道13号 大町地下横断歩道のエレベーター設置に向け関係機関と調整し、工事を発注した。
- 3 国道4号 福島市松浪町において整備を推進した。
- 4 管内の視覚障害者誘導ブロックの破損箇所の補修や、不連続箇所の解消を図った。

章	1 道路交通の安全	事業名	重－1
節	1 道路交通環境の整備		
項目	5 歩行空間のバリアフリー化	(実施機関名)	
細目		道路整備課	

(実施内容)

高齢者や障害者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化を積極的に推進する。また、バリアフリー化を始めとする安全・安心な歩行空間を整備する。

[前年度の実績]

H28 バリアフリー新法で指定された特定道路のバリアフリー化延長： 0.1km

章	1 道路交通の安全	事業名	重－1
節	1 道路交通環境の整備		交付金事業（街路） 街路事業 復興交付金事業（街路） 交付金事業（街路）（復興）
項目	5 歩行者空間のバリアフリー化	(実施機関名)	
細目			まちづくり推進課

(実施内容)

- 1 すべての人が同じ空間を、同じ動線で、自由に移動できることを基本に、車いす利用者が通行しやすい歩道勾配の採用や公共交通機関との円滑な接続、積雪時における通行幅の確保等、連続性や動線、段差に配慮し、冬期間でも安全で安心して通行できるユニバーサルデザインの考えに基づいた道路整備を推進する。
- 2 鉄道駅や病院、福祉施設などを連結する道路について、歩道の段差解消や拡幅、無電柱化による障害物除去などユニバーサルデザインに配慮した歩道のネットワークを整備し、高齢者や障がい者を含むすべての人々が安全で安心して社会活動に参加できるまちづくりを支援する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	6 無電柱化の推進	(実施機関名)	
細目			東北地方整備局

(実施内容)

- 1 景観にも配慮した安全で円滑な歩行空間の整備を推進する。
- 2 コンパクトで低コストな電線共同溝による電線類の地中化を推進する。

[前年度の実績]

国道4号 福島市松浪町において整備を推進した。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	6 無電柱化の推進	(実施機関名)	
細目			道路整備課

(実施内容)

歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの

信頼性の向上、観光振興の観点から、新たな無電柱化計画を国や地域で策定し、道路の新設、拡幅等を行う際に同時に同時整備を推進するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト縮減等を図るほか、地上機器の小型化による歩行者の安全性確保などの取組により、本格的な無電柱化を推進する。

【H29 計画】

	H29 当初予算（百万円）	箇所数（箇所）
無電柱化	381.2	4

[前年度の実績]

【H28 実績】

	H28 事業費（百万円）	箇所数（箇所）
無電柱化	430.6	4

章	1 道路交通の安全	事業名	交付金事業（街路）
節	1 道路交通環境の整備		街路事業 復興交付金事業（街路）
項目	6 無電柱化の推進	(実施機関名)	
細目			まちづくり推進課

(実施内容)

安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等の観点から、県内の主要な駅を中心とするエリアやまちづくりに寄与する道路などの電線類の地中化や裏配線、軒下配線により無電柱化を積極的に推進する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	7 効果的な交通規制の推進	(実施機関名)	
細目			警察本部交通規制課

(実施内容)

- 1 地域の交通実態を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に反映した総合的な対策を実施する。
- 2 実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の見直しを推進するとともに、生活道路における速度抑制対策を積極的に推進する。

章	1 道路交通の安全	事業名	重－2
節	1 道路交通環境の整備		
項目	8 自転車利用環境の総合的整備	(実施機関名)	
細目			東北地方整備局

(実施内容)

歩行者、自動車と分離された自転車道及び自転車専用道路の整備を進め、自転車利用のネットワーク形成に努める。

自転車専用道路に必要となる幅員確保が困難な場合は、既設の自歩道等を有効に活用した自転車利用ネットワーク形成に努める。

[前年度の実績]

法改正に伴い、変更された基準との整合に努めた。

章	1 道路交通の安全	事業名	重－2
節	1 道路交通環境の整備		
項目	8 自転車利用環境の総合的整備	(実施機関名)	
細目			警察本部交通規制課

(実施内容)

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に準拠した自転車ネットワークの形成に寄与すべく、各市町村の推進体制に対して積極的な働きかけを行うとともに、自転車専用通行帯等の設置に努める。

章	1 道路交通の安全	事業名	重－2
節	1 道路交通環境の整備		
項目	8 自転車利用環境の総合的整備	(実施機関名)	
細目			道路整備課

(実施内容)

1 自転車道や自転車専用通行帯等の自転車走行空間ネットワークの整備を推進する。

各地域において道路管理者や県警察が自転車ネットワークの作成や道路空間の整備、通行ルールの徹底を進められるよう「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成24年11月 国土交通省、警察庁）の周知を図り、さらに、自転車を共同で利用するコミュニティサイクルなどの自転車利用促進策や、ルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進する。

[前年度の実績]

会津若松熱塩温泉自転車道線において、工事は実施しているものの、整備が完了していないため、整備延長の増加なし。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	9 高度道路交通システムの活用	(実施機関名)	
細目		警察本部交通規制課	

(実施内容)

路線バスの定時運行を確保するP T P S（公共車両優先システム）の活用とともに、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン等のインフラ整備を推進する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	10 交通需要マネジメントの推進	(実施機関名)	
細目	ア 公共交通機関利用の促進	東北運輸局	

(実施内容)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号）により創設された地域公共交通網形成計画の策定を推進し、持続可能な地域公共交通網の再構築を進め、公共交通機関利用の促進を図る。加えて、高齢者が自家用車に依存しなくても安心して移動できる環境の整備について、関係機関の協力を得て、その方策を幅広く検討する。

鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るために施策を推進することにより、利用を促進するとともに、エコ通勤等の広報・啓発活動を行い公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。

さらに、鉄道・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎ改善等によるシームレスな公共交通の実現を図ることなどにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、鉄道駅・バス停までのアクセス確保のために、パークアンドライド駐車場、自転車通行空間、駅前広場の整備を促進し、交通結節機能を強化する。

章	1 道路交通の安全	事業名		
節	1 道路交通環境の整備			
項目	10 交通需要マネジメントの推進	(実施機関名)		
細目	イ 自動車利用の効率化		東北運輸局	
(実施内容)				
貨物自動車の積載率の向上により効率的な自動車利用等を推進するため、共同配送システムの構築による物流の効率化の促進を図る。				
章	1 道路交通の安全	事業名		
節	1 道路交通環境の整備			
項目	11 災害に備えた道路交通環境の整備	(実施機関名)		
細目	ア 災害に備えた道路の整備		東北地方整備局	
(実施内容)				
1 橋梁等構造物の補修、補強を推進する。 2 法面等防災対策を推進する。 3 防雪対策を推進する。				
[前年度の実績]				
補修優先度の高い橋梁等構造物の補修、補強を行った。				
章	1 道路交通の安全	事業名		
節	1 道路交通環境の整備			
項目	11 災害に備えた道路交通環境の整備	(実施機関名)		
細目	ア 災害に備えた道路の整備		道路管理課、道路整備課 高速道路室	
(実施内容)				
災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図ります。 地震発生時の応急活動を確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。 また、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。 津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格幹線道路等の整備を推進する。 さらに、地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について防災拠点としての活用を推進する。				

[前年度の実績]

道の駅の防災拠点化として、既設Wi-Fi等を可動させるためのソーラーパネル等の整備を図ることとしていたが、H29繰越となつたため実績はなし。

章	1 道路交通の安全	事業名	交付金事業（街路）
節	1 道路交通環境の整備		街路事業 復興交付金事業（街路）
項目	11 災害に備えた道路交通環境の整備	(実施機関名)	
細目	ア 災害に備えた道路の整備	まちづくり推進課	

(実施内容)

東日本大震災等を踏まえ、橋りょう等の耐震補強対策や緊急輸送路において倒壊により交通を阻害する電柱の無電柱化等を実施し、災害時においても安全な道路交通の確保を推進する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	11 災害に備えた道路交通環境の整備	(実施機関名)	
細目	イ 災害に強い交通安全施設等の整備	警察本部交通規制課	

(実施内容)

交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備及び交通規制資機材の整備を推進するとともに、信号機電源付加装置の整備を推進する。

また、都道府県警察から警察庁に送信される交通情報を集約し、広域的な交通管理に活用される「広域管制システム」について、当該システムに送信する交通情報の適正な運用に努める。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	11 災害に備えた道路交通環境の整備	(実施機関名)	
細目	ウ 災害発生時における交通規制	警察本部交通規制課	

(実施内容)

- 1 災害発生時には、緊急交通路の指定や、状況に応じた被災地域への車両の流入規制等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。
- 2 災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、一定の条件を満たす場合において、安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の整備推進を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	11 災害に備えた道路交通環境の整備	(実施機関名)	
細目	ウ 災害発生時における交通規制		道路整備課、道路管理課

(実施内容)

災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。

また、災害の状況や交通規制等に関する情報を交通情報板等により提供する。

災害発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。

あわせて、災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図る。

[前年度の実績]

南相馬市の県道にて、環状交差点を検討中。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	11 災害に備えた道路交通環境の整備	(実施機関名)	
細目	エ 災害発生時における情報提供の充実		道路整備課、道路管理課

(実施内容)

地震計、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進し、インターネット等情報通信技術（IT）を活用した道路・交通に関する交通規制災害情報等の情報提供を実施する。

また、災害時に交通情報を提供するための環境の整備を推進する。

[前年度の実績]

道路情報をリアルタイムに提供するため、ライブカメラを14台設置した。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	12 総合的な駐車対策の推進	(実施機関名)	
細目	ア きめ細やかな駐車規制の推進	警察本部交通規制課	

(実施内容)

地域住民の意見要望等を十分踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性等にも配意し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細やかな駐車規制を実施する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	12 総合的な駐車対策の推進	(実施機関名)	
細目	イ 違法駐車対策の推進	県警察本部交通指導課	

(実施内容)

重点地区・路線等における駐車違反の取り締まりを強化し、使用者責任の追及を図る。
また、県民からの取り締まり要望、駐車苦情の多い地区等においては、危険性、迷惑性、悪質性に重点を置き、効果的な取り締まりを展開する。

【前回の計画時から前年までの実績】

放置駐車違反の取り締まり状況

平成 23 年	4,022 件	平成 26 年	5,433 件
平成 24 年	4,745 件	平成 27 年	4,926 件
平成 25 年	6,555 件	平成 28 年	4,584 件

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	13 道路交通情報の充実	(実施機関名)	
細目	ア 情報収集・提供体制の充実	東北地方整備局	

(実施内容)

CCTV、路側通信システム、気象情報収集装置、道路情報板等の既存の情報収集・提供体制の充実を図り、迅速正確な情報提供を推進する。

【前年度の実績】

従来どおり、迅速かつ正確な情報提供を行った。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	13 道路交通情報の充実	(実施機関名)	
細目	ア 情報収集・提供体制の充実	東北総合通信局	

(実施内容)

1 道路交通情報を提供する通信システム等の普及促進

カーラジオによるドライバーへの道路交通情報の提供手段として、ラジオ番組による道路交通情報、中波による「路側通信システム」が運用されている。

また、カーナビゲーションシステム等による道路交通情報の提供手段として、道路交通情報通信システム（VICS）が全国で提供されている。

2 イベントに伴う臨時の放送局の開設

博覧会、スポーツ大会等のイベントの円滑な運営に資するとともに、入場者等の利便及び会場周辺の交通安全の確保等を図るため、臨時の放送局が開催され、放送を使った効果的な情報提供が行われている。

今後とも各種イベントにおける臨時の放送局の開設を促進する。

3 コミュニティ放送局の活用

「コミュニティ放送局」は、市町村の一部区域を対象に行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細かな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与しており、今後もその普及を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	13 道路交通情報の充実	(実施機関名)	
細目	ア 情報収集・提供体制の充実	警察本部交通規制課	

(実施内容)

交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の整備を推進し、情報収集・提供体制の充実を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	13 道路交通情報の充実	(実施機関名)	
細目	イ ITSを活用した道路交通情報網の高度化	警察本部交通規制課	

(実施内容)

運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の安全と円滑化を推進する。

章	1 道路交通の安全	事業名		
節	1 道路交通環境の整備			
項目	13 道路交通情報の充実	(実施機関名)		
細目	ウ 適正な道路交通情報提供事業の推進		警察本部交通規制課	
(実施内容)				
交通情報を提供する事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図ること等により、民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。				
章	1 道路交通の安全	事業名		
節	1 道路交通環境の整備			
項目	13 道路交通情報の充実	(実施機関名)		
細目	エ わかりやすい道路交通環境の確保		道路整備課、道路管理課	
(実施内容)				
主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進等により、国際化の進展への対応に努める。				
[前年度の実績]				
福島県土木設計マニュアル等にて英語表記等の改善を図り、今後、修繕等の時点で改善を行う。				
章	1 道路交通の安全	事業名		
節	1 道路交通環境の整備			
項目	14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	(実施機関名)		
細目	ア 道路の使用及び占用の適正化等		東北地方整備局	
(実施内容)				
1　道路使用許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化を図る。特に地下埋設物件の管理について指導監督を強化する。				
2　不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民に対し積極的に行う。				
3　計画的な占用工事の施工調整を図る。				
[前年度の実績]				
1　・占用時に指導を徹底した。 ・県道への移管に伴い、占用物件等の適正化を図った。				

- 2 ・出張所にて周知活動を行った。
 　・不法占用の撤去を行った。
- 3 ・路上工事抑制カレンダーを作成し、路上工事の縮減に取り込んだ。

路上工事抑制のため道路舗装工事完了後の一定期間道路の掘削工事の規制を実施した。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	(実施機関名)	
細目	ア 道路の使用及び占用の適正化等		道路計画課、道路管理課、 道路整備課

(実施内容)

1 道路の使用及び占用の適正化

道路の構造を保全し、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

2 不法占用物件の排除等

実態把握、指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施します。

また、啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

3 道路の掘り返しの規制等

無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。

[前年度の実績]

道の日に制定されている8月10日を中心に、道の駅や駅前で道路愛護の啓発活動として、街頭PR活動を実施した。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	(実施機関名)	
細目	イ 休憩施設等の整備の推進		東北地方整備局

(実施内容)

1 交通の障害となる違法な路上駐車対策として、簡易駐車帯の整備を進める。

[前年度の実績]

- ・道の駅「国見 あつかしの郷」、道の駅「にしあいづ」の整備を推進した。
- ・既存のパーキングにおいても、不法投棄対策を行ったほか、法面の除草、繁茂樹木の伐採、駐車場レイアウトの変更など整備を行った。

章	1 道路交通の安全	事業名		
節	1 道路交通環境の整備			
項目	14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備		(実施機関名)	
細目	イ 休憩施設等の整備の推進		道路整備課	

(実施内容)

追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を促進する。

【H29 目標】

	登録数
道の駅登録数	33 駅

[前年度の実績]

【H29.3 現在】

	登録数
道の駅登録数	30 駅

章	1 道路交通の安全	事業名	重-1	
節	1 道路交通環境の整備		① 都市公園事業 ② 公園施設長寿命化 対策支援事業 ③ 中心市街地活性化 広場公園整備事業	
項目	14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備		(実施機関名)	
細目	ウ 子どもの遊び場等の確保		まちづくり推進課	

(実施内容)

子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故防止に資するとともに、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、住区基幹公園、都市基幹公園等の身近な公園の整備を推進する。また、都市公園、学校等の各種公共施設を有機的に連絡し、災害時には避難路ともなる緑道の整備を推進する。

交付金事業

公園種別	都市数	公園数	事業費（千円）	備 考
街 区 公 園	4	8	48,200	
近 隣 公 園	0	0	0	
地 区 公 園	0	0	0	
都 市 基 幹 公 園	2	2	21,000	総合公園・運動公園
緑道及び都市緑地	0	0	0	
その他の都市公園	2	2	675,000	広域公園・特殊公園等
計	8	12	744,200	

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	(実施機関名)	
細目	エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限		道路管理課

(実施内容)

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

[前年度の実績]

異常気象時等の交通が危険である場合に、適切な通行禁止措置を実施した。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	1 道路交通環境の整備		
項目	14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	(実施機関名)	
細目	オ 地域に応じた安全の確保		道路管理課、道路整備課

(実施内容)

積雪寒冷特別地域においては、除雪優先区間の設定や早めの通行止めによる迅速な適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、交差点等における消融雪施設等の整備、流雪溝、チーン着脱場等の整備を推進する。

さらに、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

[前年度の実績]

除雪体制強化のための行動計画を定めた「アクション・プラン」の改定や平成28年度除雪事業計画を策定し、適切な除雪を実施した。

道路情報をリアルタイムに提供するため、ライブカメラを14台設置した。

章	1 道路交通の安全	事業名 重-1
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関名) 警察本部交通企画課
細目	ア 幼児に対する交通安全教育の推進	

(実施内容)

1 関係機関・団体と連携し、幼児交通安全教育の活性化を図るとともに、指導者の育成に努める。

2 幼児交通安全クラブ等の地域組織の育成や保育所、幼稚園に対する参加・体験型の交通安全教育等を推進する。

3 関係機関・団体との連携によるチャイルドシート着用の徹底

自動車乗車中の幼児の被害軽減を図るため、「チャイルドシート着用推進事業所」等関係機関・団体との連携により、体格にあったチャイルドシートの選定、安全なチャイルドシートの取り付け、適正な使用を広報啓発、安全指導する。

[前年度の実績]

○ 幼児対象交通安全教育実施状況 258回 11,974人

章	1 道路交通の安全	事業名 重-1
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関名) 教育庁健康教育課
細目	イ 小学生に対する交通安全教育の推進	

(実施内容)

1 将来における健全な交通社会人を育成するため、県内の小学6年生を「家庭の交通安全推進員」に委嘱し、下級生や家族に対する呼びかけ等を通じ、児童自身の交通ルールの実践と習慣化を図る。

2 学校等と連携し、福島県小学校長会作成による「安全ガイドブック」を活用した交通安全教育を推進するとともに、「自転車交通安全教室」等の参加・体験型教育を推進する。

3 通学路の緊急合同点検の結果に基づき、危険箇所を示した「交通安全マップ」の作製と活用を図る。

4 交通ボランティア等と連携し、通学路安全点検通学路での交通安全行動への指導、保護者を対象とした交通安全講習会等を促進する。

[前年度の実績]

- 1 各種会議及び研修会等において関係情報を提供するとともに指導を行った。
- 2 各種通知等により、安全教育充実の働きかけを行った。

章	1 道路交通の安全	事業名 重－1
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関名)
細目	ウ 中学生に対する交通安全教育の推進	教育庁健康教育課

(実施内容)

- 1 生徒の発達段階や地域の実情に応じた計画的かつ組織的な指導
 - ・教科「保健体育」における交通安全教育の充実
 - ・体験的な活動を取り入れた交通安全教室の実施
 - ・危険箇所を示した「交通安全マップ」の作製と活用
 - ・道路交通法の一部改正に伴う自転車の正しい乗り方の指導
- 2 会議等における指示及び指導
 - ・教育事務所長会議、校長会、学校事故防止対策協議会等における講話等
- 3 通知等による指導
 - ・交通安全運動実施期間の通知
- 4 研修会等における交通安全指導担当者の資質向上
 - ・学校安全指導者養成研修への教員派遣

[前年度の実績]

- 1 各種会議及び研修会等において関係情報を提供するとともに指導を行った。
- 2 各種通知等により、安全教育充実の働きかけを行った。

章	1 道路交通の安全	事業名 重－1
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関名)
細目	ウ 中学生に対する交通安全教育の推進	警察本部交通企画課

(実施内容)

- 1 学校等と連携し、福島県学校保健会作成による「セーフティガイドブック～安全ガイドブック（中学生用）」等を活用した交通安全教育の推進を図る。
- 2 スケアード・ストレイト教育技法の自転車教室をはじめ、自転車利用に関する参加・体験型の交通安全教室を開催するなど、日常生活に密着した恒常的な交通安全教育を推進する。

[前年度の実績]

- 中学生対象交通安全教育実施状況 243回 48,700人
- スケアード・ストレイト教育技法による自転車教室の開催状況 10回 4,213人

章	1 道路交通の安全	事業名 重-2、重-4
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関名)
細目	エ 高校生に対する交通安全教育の推進	

(実施内容)

- 1 生徒の発達段階や地域の実情に応じた計画的かつ組織的な指導
 - ・教科「保健体育」における交通安全教育の充実
 - ・体験的活動を取り入れた交通安全教室の実施
 - ・危険箇所を示した「交通安全マップ」の作製と活用
 - ・道路交通法の一部改正に伴う自転車の正しい乗り方の指導
- 2 会議等における指示及び指導
 - ・教育事務所長会議、校長会、学校事故防止対策協議会等における講話等
- 3 通知等による指導
 - ・交通安全運動実施期間の通知

[前年度の実績]

- 1 各種会議及び研修会等において関係情報を提供するとともに指導を行った。
- 2 各種通知等により、安全教育充実の働きかけを行った。

章	1 道路交通の安全	事業名 重-2、重-4
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関名)
細目	エ 高校生に対する交通安全教育の推進	

(実施内容)

- 1 学校、家庭等の関係機関・団体と連携し、自転車・二輪車安全運転を重点とした学校行事としての参加・体験型交通安全教室の開催を促進する。
- 2 自動車等の運転者として交通社会に参加できる年齢層にあることから、将来における優良運転者を育成するため、交通安全対策の概要を説明し、交通事故を防止するためにさまざまな施策が講じられていることを理解させ、交通社会人としての自覚を醸成する教育を促進する。

- 3 自転車の交通モラル向上に向けた参加・体験型の交通安全教育活動を推進する。
- 4 自転車利用時の交通ルール遵守とマナーの向上を目的に、警察署毎に管内の高校を中心に自転車安全利用モデル校を指定し、モデル校と連携した重点的な交通安全教育活動を推進する。
- ※ 平成 29 年度 自転車モデル校 37 校（高校 28 校・中学校 9 校）

〔前年度の実績〕

- 二輪車運転安全講習実施状況 57 回 5,548 人
- 高校生対象交通安全教育実施状況 94 回 30,697 人
- スケアード・ストレイト教育技法による自転車教室の開催状況 4 回 3,505 人

章	1 道路交通の安全	事業名 重一 4	
節	2 交通安全思想の普及徹底		
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関名)	
細目	才 20 歳未満の運転免許取得者を含む成人等に対する交通安全教育の推進		警察本部交通企画課

〔実施内容〕

- 1 関係機関・団体との連携により、事業所のリーダー的立場の者を対象に、「Y・D・T ヤングドライバーテクニックスクール」を実施し、職場における交通安全担当者の育成と活動の促進を図る。
- 2 自動車販売店交通安全推進協議会会員に対する講習会開催時における各種交通安全指導を積極的に促進する。

〔前年度の実績〕

- 一般運転者対象交通安全教育実施状況 959 回 65,977 人
- 「Y・D・T ヤングドライバーテクニックスクール」の開催
平成 28 年 9 月 10 日開催 32 人

章	1 道路交通の安全	事業名 重一 1	
節	2 交通安全思想の普及徹底		
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関名)	
細目	カ 高齢者に対する交通安全教育の推進		警察本部交通企画課

〔実施内容〕

- 1 高齢歩行者・自転車利用者のいわゆる交通弱者を交通事故の危険から守るため、年間を通じて「高齢者交通安全指導隊」等と連携し、高齢者に対する恒常的な個別訪問活動を強

化するとともに、特に各季の全国交通安全運動（春・秋）を軸に関係機関・団体と連携し、高齢者に対する個別訪問指導を強化する。

また、毎月 15 日（シルバー交通安全の日）を活動の重点日として、高齢者に対する個別訪問指導を推進する。

- 2 歩行環境シミュレータ（通称わたりジョーズ君）（4式）を活用した県内巡回方式による参加・体験型講習を推進するとともに、県警音楽隊との合同による講習会を開催し、より多くの高齢者の参加を促進する。
- 3 交通事故実態等の調査分析に基づき、「危険予測運転機器（KYT）」を活用した出前型の参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
- 4 各種講習会や広報媒体を用いて、夜光反射材活用の呼びかけを実施するとともに、一般の運転者に対しては、高齢者等の歩行者に対する「思いやり運転」励行の呼びかけを推進する。
- 5 日本自動車連盟（J A F）との連携による「シートベルトコンビンサー」を使用した実技・体験型講習会を開催する等、交通安全教育を推進する。

〔前年度の実績〕

○高齢者交通安全指導隊委嘱数	2,030 人
○高齢歩行者教育システム実施状況	4 回 120 人
○歩行環境シミュレータ実施状況	134 回 3,818 人
○高齢者交通安全教育実施状況	556 回 21,778 人

章	1 道路交通の安全	事業名 重－4
節	2 交通安全思想の普及徹底	
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関名)
細目	キ 障がい者に対する交通安全教育	警察本部交通企画課

〔実施内容〕

- 1 福祉関係機関に従事する関係者等への指導を徹底し、障がい者の視点に立った交通安全教育が展開できる指導者の育成を図る。
- 2 電動車いす等利用時の交通安全教室、交通安全大会、参加・体験型の交通安全教育を推進する。

〔前年度の実績〕

○ 障がい者に対する講習会等	8回 330人
○ 電動車いす等利用者の講習会等	7回 190人

章	1 道路交通の安全	事業名	重－4
節	2 交通安全思想の普及徹底		
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(実施機関名)	
細目	ク 外国人に対する交通安全教育		警察本部交通企画課

(実施内容)

- 1 外国人を招致する自治体及び外国人雇用の企業に対する指導を強化し、同企業等における交通安全指導者の育成を図る。
- 2 外国人用の交通安全指導資料の充実を図り、効果的な交通安全講習を推進する。

[前年度の実績]

○ 外国人に対する講習会等 30回 521人

章	1 道路交通の安全	事業名	重－4
節	2 交通安全思想の普及徹底		
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関名)	
細目	ア 交通安全運動の推進		警察本部交通企画課

(実施内容)

- 1 現存の交通安全運動等の参加者の活動を尊重しつつ、青年運転者層への活動への参加を促進し、交通安全運動ボランティアの主体となるよう指導育成する。
- 2 女性運転者の増加、家庭における日常的な交通安全の重要性等から、女性運転者等による交通安全運動ボランティアを育成し、女性が積極的に参加・運営する交通安全運動を開発する。
- 3 市町村、関係機関・団体と連携して地域の交通安全教育指導者を育成し、地域の実情に応じた交通安全運動を開発する。
- 4 地域、職域、学校、家庭等が有機的に連携し、かつ、一貫性のある交通安全運動を推進するため、交通安全運動の事前広報を徹底し、地域住民への運動の周知を図り、住民の多くが参加し、主体的活動が行われるよう、交通安全運動の充実・発展を図る。
- 5 県民一人ひとりの交通安全意識を喚起するため、交通関係機関・団体と連携して、各種交通安全キャンペーン等を強力に開発する。
- 6 地域住民による交通事故防止の決意表明を行う場としての「交通安全大会」を隨時開催し、地域住民の安全意識高揚を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名 重－1、重－2 重－3、重－4	
節	2 交通安全思想の普及徹底		
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関名)	
細目	ア 交通安全運動の推進 イ 自転車の安全利用の推進 ウ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 エ チャイルドシートの正しい着用の徹底 オ 反射材用品の普及促進	生活交通課	

(実施内容)

1 関係機関、団体で構成する福島県交通対策協議会において、交通事故のない、安全で安心な福島県の実現に寄与することを目的に、交通事故の実態と社会情勢の変化等に対応した交通安全対策に、連携して取り組んでいく。

本年度は、平成 28 年における交通死亡事故死者数が前年を大きく上回ったことから、特別重点事項として「交通死亡事故の抑止」を掲げ、年間重点事項を①高齢者の交通事故防止、②子供の交通事故防止、③後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、④自転車の交通事故防止・危険行為の未然防止、⑤飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶、⑥交差点・カーブ等における交通事故防止（特に追突事故の防止）、⑦暴走行為等の根絶と定め、各季の運動や交通安全マナーアップ運動等を組織的、継続的に推進する。

運動の名称	運動期間	運動の重点等
交通安全マナーアップ運動	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者、自転車利用者のマナーアップ運動 ・運転者のマナーアップ運動
春の全国交通安全運動	4月 6 日～4月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ○子供と高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～ ・歩行者・自転車乗用中の交通事故防止 ・後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ・飲酒運転の根絶 等

	夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動	7月 16 日～7月 25 日	○子供と高齢者の交通事故防止 ～事故にあわない、 おこさない～ <ul style="list-style-type: none"> ・歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 ・後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ・飲酒運転の根絶
	秋の全国交通安全運動	9月 21 日～9月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・国の対策本部が決定した運動の重点による
	年末年始の交通事故県民総ぐるみ運動	12月 10 日～1月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・幹事会で決定する
	自転車安全利用強化月間（自転車月間）	5月 1 日～5月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者に対するルール遵守意識の高揚を図る
	シートベルト着用強化月間	6月 1 日～6月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・シートベルト着用率 100%を目指す
	PM 4（ピーエム・フォー）ライトオン運動	11月 1 日～2月末	<ul style="list-style-type: none"> ・午後 4 時からのライト早め点灯、原則上向きライトの推進
	交通安全話し合いの日	毎月第 3 日曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全に関する話し合いの推進 ・交通安全家庭のちかいの推進
	交通事故ゼロ・歩行者優先の日	毎月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・思いやり運転実践の日 等
	シルバー交通安全の日	毎月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問、街頭指導、高齢者交通安全教室等の実施
	踏切事故防止の日	毎月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・踏切事故防止のための指導 ・広報活動の推進 ・安全点検等の推進
	交通事故死ゼロを目指す日	4月 10 日 9月は国の交通対策本部の決定による	<ul style="list-style-type: none"> ・県民一人一人が交通ルール・マナーの実践に自主的に取り組み交通事故の発生を防止する。
2	平成 29 年春の全国交通安全運動オープニングセレモニーの実施	春の交通安全運動を開催するに当たり、交通安全啓発のため交通安全運動オープニングセレモニー及び街頭キャンペーンを実施し、県民の交通安全意識の高揚を図る。	

3 ドライバー総参加のセーフティチャレンジ事業

3人で1チームを編成し、7月～12月までの間、無事故・無違反にチャレンジする、県民総参加型の交通安全事業を実施し、県民の交通安全意識の高揚と交通事故の防止を図る。

特に、シルバーデ部分を設け、高齢者の交通事故防止を推進する。

4 シルバーメール作戦

県内の小学3年生から身近な高齢者にはがきで交通安全を呼びかけてもらう。

5 「市町村別交通事故防止コンクール」の実施

県、県交通対策協議会、県警察本部が中心となり、各市町村の区域に発生した交通事故及び各市町村に居住する者が起こした交通事故について事故発生状況を把握して、適切な防止対策を推進するとともに、地域の連帯感に訴えることにより交通安全の意識を高め、県民総ぐるみで交通事故防止を図る。

6 交通事故死者ゼロ 1000日以上達成市町村の表彰

県交通対策協議会長（県知事）が表彰する。

7 交通安全県民大会の開催

交通安全について、広く県民各層に対する意識の高揚及び積極的な協力を得るために、

10月に喜多方市において「第56回交通安全県民大会」を開催する。

〔前年度交通安全実施計画の実績〕

1 各運動を計画的に実施

2 春の全国交通安全運動パレード及び街頭キャンペーンの実施（参加者 約350人）

3 ドライバー総参加によるセーフティチャレンジ事業の実施

・実施期間：平成28年7月1日～12月31日

・参加チーム数：21,310チーム（うち、シルバーデ部分 1,505チーム）

無事故・無違反達成チーム： 18,496チーム

4 シルバーメール作戦の実施 小学3年生 16,000人（小学校等459校）に依頼

5 2月15日交通事故防止コンクールの実施

・優良市町村表彰 市・町・村ごとに、3市町村ずつ、9市町村を表彰。

・特別表彰（高齢者の事故の少ない市町村） 3市町村を表彰。

6 交通事故死者ゼロ 1000日以上達成市町村の表彰

・1000日表彰 桑折町、古殿町、三春町、川内村、昭和村

・2000日表彰 浪江町

・4000日表彰 磐梯町

7 10月14日 二本松市にて「第55回交通安全県民大会」を開催（参加者 約1,000人）

章	1 道路交通の安全	事業名	重－2
節	2 交通安全思想の普及徹底		
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関名)	
細目	イ 自転車の安全利用の推進		生活交通課

(実施内容)

自転車の傘さし運転や夜間の無灯火、並進走行など、自転車の危険な走行が社会問題となっていることに鑑み、自転車利用者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの理解・向上を図るため、自転車安全利用強化月間（自転車月間）における取組の推進や「福島県自転車安全利用五則」の周知徹底に務める。

また、道路交通法の改正に伴い「自転車運転者講習者制度」が施行されたことから、制度の周知に務めるとともに、危険行為の未然防止を呼びかける。

章	1 道路交通の安全	事業名	重－1
節	2 交通安全思想の普及徹底		
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関名)	
細目	ク 効果的な広報の実施		県教育庁健康教育課

(実施内容)

児童・生徒の交通安全についての関心と理解を深めるとともに、交通事故防止のための交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、広報啓発活動を行う。

また、各種会議、各種研修会及び学校訪問において、交通安全思想の普及を図るとともに、交通事故防止のための具体的指導を依頼する。

1 交通事故県民総ぐるみ運動の実施要綱の配布

- ・春、夏、秋、年末・年始の4回

送付先：市町村立幼稚園・小学校・中学校、県立学校

2 各種通知による交通事故防止についての啓発・指導

- ・5月連休前、夏季休業前、冬季休業前、学年末・学年始業前の4回

送付先：市町村立小学校・中学校、県立学校

- ・交通事故急増時の通知

送付先：当該教育事務所域内又は全県下

3 おもいやりキャンペーン（迷惑行為追放キャンペーン）の実施

- ・実態調査の実施及び調査結果に応じたH R等での事前指導

・街頭、主要な J R駅等での自転車の迷惑走行等の追放キャンペーンの実施

4 普通免許取得に関する啓発・指導

- ・運転免許を取得しようとする高校3年生に対する啓発・指導（9月～1月）

- ・運転免許取得時の指導（免許取得報告時）

5 学校訪問における啓発・指導

学校訪問において、交通事故防止について啓発・指導

6 教育事務所長会議、市町村教育委員会教育長会議、県立高等学校長会議、小・中学校長

会議、小・中・高等学校教頭会議における啓発・指導

7 県高等学校生活指導協議会における啓発・指導

8 各種研修会における啓発・指導

[前年度の実績]

- 1 要項の配布、各種通知により事故防止のための広報活動を行った。
- 2 おもいやりキャンペーンを各地区で実施した。
- 3 各種会議において交通安全の普及・啓発活動を行った。

章	1 道路交通の安全	事業名	重－4
節	2 交通安全思想の普及徹底		
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関名)	
細目	ク 効果的な広報の実施		警察本部交通企画課

(実施内容)

- 1 自動車教習所において、運転免許取得時における指導教養の徹底を図る。
- 2 交通関係機関・団体との連携により、街頭啓発活動や各種広報媒体を通じた啓発活動を推進する。
- 3 長野県で発生したスキーツアーバスの事故を受け、同種事故を防止するため、管内のバス事業者の実態把握と事業用バスの安全運行についての指導啓発、広報啓発を推進する。

章	1 道路交通の安全	事業名	重－4
節	2 交通安全思想の普及徹底		
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関名)	
細目	ク 効果的な広報の実施		警察本部交通企画課

(実施内容)

- 1 家庭、学校、職場、地域と一緒に、住民参加型の広範なキャンペーン、イベントを開催する。
- 2 自治体や民間団体の行う交通安全広報活動を支援するため、積極的な広報資料提供を行う。
- 3 家庭における交通事故抑止力に貢献すべく、各種ボランティア団体と連携し、個別訪問活動等を通じ各家庭にきめ細かく浸透する広報活動を推進する。
- 4 インターネット、テレビ、ラジオ等の各種広報媒体を活用し、交通事故実態を踏まえた広報、交通事故被害者の声を取り入れた広報等、訴求力の高い広報を推進する。

5 スマートフォンの普及によるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）利用者が拡大していることから、「福島県警察安全・安心Twitter（ツイッター）」を利用した県民に身近な交通関連情報を発信し、幅広い広報活動を推進する。

〈情報提供の概要〉

- 県警ホームページ <http://www.police.pref.fukushima.jp/>
- Twitter アカウント @FP_seian
- ラジオ放送 県警スマイルポリスステーションなど

章	1 道路交通の安全	事業名	重－1、重－4
節	2 交通安全思想の普及徹底		
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関名)	
細目	ク 効果的な広報の実施		生活交通課

〔実施内容〕

1 テレビ及びラジオのスポット放送等の実施

高齢者の交通事故防止を目的としたテレビスポット放送(15秒)及びラジオスポット放送(20秒)を行い、高齢者の安全意識高揚と交通マナーの向上を図る。

また、県政広報番組等も活用し、各家庭に浸透するきめ細かな広報に努め、交通事故防止、交通安全を呼びかける。

2 家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや官民が一体となったキャンペーン等を促進する。

3 市町村及び民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、交通安全に関する資料・情報等の提供を積極的に行う。

〔前年度の実績〕

テレビスポット放送 272回、ラジオスポット放送 62回

章	1 道路交通の安全	事業名	重－1、重－4
節	2 交通安全思想の普及徹底		
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関名)	
細目	コ その他の普及啓発活動の推進		警察本部交通企画課

〔実施内容〕

1 高齢者を中心とした歩行者及び自転車利用者を対象とした参加・体験・実践型交通教室を年間を通じて開催する。

- 2 高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、高齢運転者標識の表示の促進を図る。
- また、運転者一般に高齢者の特性を理解させる教育・広報を徹底するとともに、高齢運転者標識を表示した自動車への幅寄せ等を行わないなど、保護意識の高揚を図る。
- 3 運転者を対象に、夜間の視認性実験等を内容とした危険性を周知させる安全教育、広報啓発を展開し、夜間走行時のスピードダウンを図る。
- 4 交通関係機関・団体と連携し、交通安全運動や交通教室等あらゆる機会を通じて夜光反射材の普及促進を図る。
- 5 関係機関・団体、自転車販売業者等と連携し、「交通の方法に関する教則」や「福島県自転車安全利用五則」を活用するなどして、児童・生徒のほか高齢者、主婦等の幅広い自転車利用者に対して基本的な自転車の通行ルールの周知を図る。
- 6 小・中・高校及び高齢者を重点とした自転車交通安全教室、自転車安全運転大会等を開催し、自転車利用者の交通ルールの遵守、交通マナーの向上を図る。
- 7 道路交通法の一部改正に伴う臨時適性検査制度の見直し等について、高齢運転者等への広報啓発を推進し、交通事故防止を図る。
- 8 交通関係機関・団体との連携によるTV、ラジオスポット放送など広報活動を推進し、県民の安全意識高揚、気運の醸成を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名	重－4
節	2 交通安全思想の普及徹底		
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(実施機関名)	
細目	コ その他の普及啓発活動の推進	東日本高速道路(株) 東北支社 福島管理事務所 郡山管理事務所 いわき管理事務所 会津若松管理事務所	

(実施内容)

年2回の全国交通安全運動及び交通事故防止県民総ぐるみ運動において、県警高速道路交通警察隊等との合同キャンペーンを開催し、交通安全意識の高揚と事故防止・交通安全の啓発を図っていく。

章	1 道路交通の安全	事業名	重－4
節	2 交通安全思想の普及徹底		
項目	4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	(実施機関名)	
細目	警察本部交通企画課		

(実施内容)

- 1 各団体における交通安全教育や街頭啓発活動への積極的支援・指導を推進し、適正な交通の方法や交通事故防止についての地域社会における住民の意識高揚を図る。
- 2 地域における交通関係ボランティア活動のリーダーを育成し、セーフティアドバイス活動、シートベルト・チャイルドシート着用推進活動、各季交通安全運動への参加等を促進するとともに、危険地点マップ作成支援活動、交通安全総点検等住民が積極的に参加できる施策の展開を図る。
- 3 職場内交通安全教育を積極的に展開させ、事業活動に際して、交通安全のペースメーカー的役割を果たす指導の展開を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名	重－4
節	2 交通安全思想の普及徹底		
項目	4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	(実施機関名)	
細目	生活交通課		

(実施内容)

- 1 福島県交通対策協議会
交通安全思想の普及、交通安全県民総ぐるみ運動等の強力な推進を図るため、福島県交通対策協議会に補助金（1,250 千円）を支出し、指導援助を行うとともに、地方交通対策協議会との連携を密にし、市町村交通対策協議会の活動に対して指導育成を行う。
- 2 福島県交通安全母の会連絡協議会
家庭及び地域における交通安全教育の推進を図るため、福島県交通安全母の会連絡協議会に補助金（1,090 千円）を支出し、その活動を援助するとともに、県内市町村に組織されている交通安全母の会の指導育成を図る。

[前年度の実績]

- 1 福島県交通対策協議会に補助金（1,250 千円）を支出し、交通安全県民総ぐるみ運動等を推進した。
- 2 福島県交通安全母の会連絡協議会に補助金（1,090 千円）を支出し、家庭や地域における交通安全教育を推進した。

章	1 道路交通の安全	事業名	安全運転の確保
節	3 安全運転の確保		
項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関名)	
細目	ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実		警察本部運転免許課

(実施内容)

1 自動車教習所における教習の充実

- (1) 指定自動車教習所（県内 40 教習所）全体の教習及び技能検定水準の向上を目的とし、指導員等の資質向上及び適正検定の実施を図るため、補助員講習や検定員研修において、検定要領（採点基準）の実技講習を実施してレベルアップを図るとともに、立会検査による指導監督を強化する。
- (2) 教習に携わる指導員等に交通事故現場を直接見聞させ、その悲惨さを実感させるとともに、事故態様・原因等についても考察させ、もって教習業務への反映を図り、初心運転者による重大交通事故の防止を図る。
- (3) 高齢化社会に対応できる運転者（高齢者を思いやる運転者）を育成するため、指定自動車教習所で行う運転免許取得者のための教習カリキュラムの中に、高齢者事故の特徴、加齢による身体機能の変化等、高齢者事故を防止するため必要な内容を組み入れた教習を実施する。

2 取得時講習の充実

自動車教習所を卒業せず、免許試験場で直接免許試験を受験して合格した者に対しては、自動車教習所における免許取得時講習の受講による教育を実施する。

免許試験場での合格者に対しては、運転者としての自覚の醸成など、安全意識の高揚を図るための講習を実施する。

[前年度の実績]

1 自動車教習所に対する指導監督等

- (1) 教習所に対して 53 回の立会検査を行い、さらに教習所の卒業生 60 人の抽出検査を実施したほか、教習指導員等に対する法定講習を 19 回、914 人に対し実施した。
- (2) 初心者運転による重大交通事故について、各教習所の管理者、指導員等に対し、5 回にわたり交通事故現場を直接見聞させて、その悲惨さを実感させるとともに検討会を開催し、事故態様、原因等について考察させ、もって実態に即した教習業務への反映を図った。

2 取得時講習等の実施状況

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 取得時講習 | 134 人 |
| (2) 合格時講習 | 19,212 人 |

章	1 道路交通の安全	事業名	安全運転の確保	
節	3 安全運転の確保			
項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関名)		
細目	イ 運転者に対する再教育等の充実	警察本部運転免許課		

(実施内容)

運転者再教育は、免許更新時における更新時講習等において、優良運転者の育成のため、効果的な講習資器材を活用し、分かりやすい講習方法・内容に努める。

交通違反等により累積点数が6点に達した者に対する違反者講習については、講習効果を高めるための実車指導などの諸施策を推進する。

[前年度の実績]

1 更新時講習	242,438人
2 初心運転者講習	420人
3 停止処分者講習	2,856人
4 取消処分者講習	509人
5 違反者講習	728人
社会参加活動を含む	555人
実車指導	173人

章	1 道路交通の安全	事業名		
節	3 安全運転の確保			
項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関名)		
細目	ウ 二輪車安全運転対策の推進	警察本部交通企画課		

(実施内容)

- 1 二輪車安全運転推進委員会及び二輪車安全普及協会と連携し、街頭における日常点検の指導、実技講習会等を開催し、地域における二輪運転者の安全意識の高揚を図る。
- 2 二輪車安全運転大会を開催し、安全運転意識と運転技術の向上を図る。
- 3 指定自動車教習所協会と連携し、青年運転者、高齢者を対象とした実践・体験型実技講習を推進し、優良運転者を育成する。

[前年度の実績]

- グッドライダーミーティングの開催

平成28年10月1日開催 10人

章	1 道路交通の安全	事業名	重－1
節	3 安全運転の確保		
項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関名)	
細目	エ 高齢運転者対策の充実	県警察本部交通企画課	

(実施内容)

- 1 高齢運転者に対しては、加齢に伴って生じる身体機能の低下が道路における交通行動に及ぼす影響を理解させた上で、安全な運転に必要な知識・技能を取得させるため、指定自動車教習所等と連携し、通行の態様に応じた参加・体験・実践型の講習会の実施を推進する。
- 2 高齢運転者の事故防止対策の一環として、関係機関・団体等との連携及び各種講習等あらゆる機会を通じ、運転免許証の自主返納（申請による取消）制度についての広報啓発活動を推進するとともに、自主返納者に対する支援事業の促進を図り、「高齢者が運転免許証を自主返納しやすい社会環境づくり」を推進する。

章	1 道路交通の安全	事業名	重－1
節	3 安全運転の確保		安全運転の確保
項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関名)	
細目	エ 高齢運転者対策の充実	警察本部運転免許課	

(実施内容)

平成 29 年 3 月 12 日に施行された改正道路交通法により整備された下記の「高齢運転者対策の推進を図る規定」について、県民に周知を図るとともに自動車教習所等の関係機関団体と連携して円滑な運用に努める。

1 高齢運転者に対する教育の充実

高齢運転者に対しては、運転免許証の更新時における高齢者講習等において、高齢運転者の運転特徴や交通事故の特徴等に応じた効果的な講習に努める。特に 75 歳以上の高齢運転者については、運転免許証の更新時に受検する認知機能検査結果に基づいて実施される高齢者講習の合理化・高度化による効果的な教育を実施する。

2 臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の着実な実施

認知機能が低下した場合に行われやすい信号無視、指定場所一時不停止等の一定の違反行為をした 75 歳以上の高齢運転者に対する臨時認知機能検査及びその結果に基づいて実施される臨時高齢者講習を着実に実施する。

〔前年度の実績〕

1 高齢者講習受講者	47,757 人
2 認知機能検査	31,712 人

章	1 道路交通の安全	事業名 重－3
節	3 安全運転の確保	
項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関名)
細目	オ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底	警察本部交通企画課

(実施内容)

- 1 事業所等におけるシートベルト着用向上啓発活動を強力に展開し、職場・地域における着用意識の醸成と着用の徹底を図る。
- 2 自動車教習所において、運転免許取得時にシートベルトの着用効果の体験及び正しい着用の方法について、指導の徹底を図る。
- 3 交通関係機関・団体との連携により、街頭啓発活動や各種広報媒体を通じたシートベルト着用向上の啓発活動を推進するとともに、参加・体験型によるシートベルト着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育を推進する。
- 4 幼稚園・保育所、日本自動車連盟（J A F）と連携したチャイルドシート取り付け講習会等を開催し、幼児の体格に適したチャイルドシートの使用、正しい取り付け方等、適正な使用方法についての広報啓発及び指導の徹底を図る。
- 5 着用義務違反に対する取り締まりを徹底し、着用意識の高揚を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名 重－3
節	3 安全運転の確保	
項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関名)
細目	オ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底	生活交通課

(実施内容)

関係機関・団体と連携し、シートベルト着用強化月間における取組や各種会議・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、後部座席を含めた全席シートベルト着用、正しいチャイルドシート着用の周知徹底を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	3 安全運転の確保		
項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関名)	
細目	カ 自動車安全運転センターの業務の充実	警察本部交通企画課	

(実施内容)

- 1 自治体・事業所及び交通関係機関・団体等と連携を図りながら、安全運転中央研修所の活用による交通安全指導者研修会等、参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図る。
- 2 自動車安全運転センターと連携し、適正な「無事故・無違反証明」「運転経歴証明」「累積点数通知」等の業務を推進する。

章	1 道路交通の安全	事業名	安全運転の確保
節	3 安全運転の確保		
項目	1 運転者教育等の充実	(実施機関名)	
細目	ケ 悪質・危険な運転者の早期排除	警察本部運転免許課	

(実施内容)

点数制度による行政処分及び点数制度によらない行政処分を適正かつ迅速に行うとともに、仮停止制度及び準仮停止制度を効果的に運用し、悪質・危険な運転者の早期排除を図る。また、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等の疑いがある者に対しては、医療機関等と連携を図り、速やかに臨時適性検査等を実施して、一定の病気等を原因とする交通事故の防止を図る。

[前年度の実績]

1 免許取消	723 人
2 免許停止	3,427 人
内訳　長期	617 人
中期	480 人
短期	2,330 人

章	1 道路交通の安全	事業名	安全運転の確保
節	3 安全運転の確保		
項目	2 運転免許制度の改善	(実施機関名)	
細目		警察本部運転免許課	

(実施内容)

- 1 免許取得時や免許更新時における法定講習においては、最近の交通事故の分析結果等を取り入れるなど、より身近な充実した講習に向けた講習カリキュラム等の改善を図る。

- 2 運転免許の自主返納について、関係機関・団体と連携し返納しやすい環境作りに努める。また、運転者本人やその家族等からの運転適性相談に関し、警察署等の相談窓口体制の充実を図る。
- 3 改正道路交通法が平成29年3月12日に施行となり、
- ・ 準中型免許の新設
 - ・ 高齢運転者対策にかかる高齢者講習等の見直し
- がなされたことについて、県民への周知を図るとともに、関係機関・団体との連携を強化して、円滑な運用を推進する。

〔前年度の実績〕

運転免許の自主返納は、従来は、運転免許センター、警察署または分庁舎での取扱いとなっていたが、平成27年2月より警察署から遠隔地となる12駐在所でも受理できる制度の改正を行った。

平成28年度中の遠隔地駐在所で受理した自主返納は、71件71人である。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	3 安全運転の確保		
項目	3 安全運転管理の推進	(実施機関名)	
細目		警察本部交通企画課	

〔実施内容〕

- 1 5つのターゲット（高齢者対策、シートベルト非着用者対策、交差点対策・速度抑制対策及び飲酒運転対策）を重点とした交通死亡事故抑止対策を推進する。
- 2 安全運転管理者等による事業所内の交通事故防止活動を推進する。
- 3 重大事故発生事業所、交通事故多発事業所に対する個別指導を推進する。
- 4 安全運転管理者等講習未受講者事業所の一掃を図る。
- 5 事業所別交通事故防止コンクールを実施する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	3 安全運転の確保		
項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関名)	東北運輸局
細目			

〔実施内容〕

平成21年からの10年間で「事業用自動車の死者数・人身事故件数を半減」、「飲酒運転ゼロ」を目標とした「事業用自動車総合安全プラン2009」（平成21年3月策定）に基づき、

業態毎の事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策の実施や運転者の体調急変に伴う事故防止対策の浸透・徹底、各種情報を活用した事故防止対策の実施、監査・監視による悪質事業者の退出促進等の施策について、関係者一丸となって、着実に実施し、事業用自動車の安全・安心の確保に万全を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	3 安全運転の確保		
項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関名)	東北運輸局
細目	ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立		

(実施内容)

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、平成28年度で制度導入から10年を経過したことを受け、制度の効果と課題を総括し、今後の展開の在り方について検討を行う。併せて、そのコンセプトを全ての事業者へ普及することを目指すなど、充実強化を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	3 安全運転の確保		
項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関名)	東北運輸局
細目	イ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底		

(実施内容)

自動車運送事業者については、引き続き、優先的に監査を行うべき事業者を抽出し、効率的な監査を実施するとともに、法令違反等を行う悪質な事業者に対しては、厳正に処分を実施する。特に貸切バス事業者については、軽井沢スキーバス事故を受けて新たに講じられた再発防止対策等を踏まえ、法令違反を早期に是正させるとともに、改善が見込まれない場合には、事業からの退出など厳しい処分を課すことにより、監査・処分等の実効性向上を図る。

また、行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化した「事業用自動車総合安全情報システム」を利用し、事業者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等に対する効果的・効率的な指導・監督を実施することで、事業用自動車による事故の未然防止を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	3 安全運転の確保		
項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関名)	東北運輸局
細目	ウ 飲酒運転の根絶		

(実施内容)

点呼時におけるアルコール検知器の使用の徹底や、危険ドラッグを含む、安全な運転をすることができないおそれのある薬物の使用禁止に関する指導等について、全国交通安全運動や年末年始の輸送等安全総点検なども活用し徹底を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	3 安全運転の確保		
項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関名)	東北運輸局
細目	エ I C T・新技術を活用した安全対策の推進		

(実施内容)

自動車運送事業者における交通事故防止のための取組を支援する観点から、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組に対し支援を行う。また、健康や過労運転に起因した事故の未然防止のため、運転特性や体調管理等に関する情報について、ビッグデータとして活用した事故防止運行モデル等を構築するとともに、次世代型の運行管理・支援システムの在り方を検討する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	3 安全運転の確保		
項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関名)	東北運輸局
細目	オ 業態毎の事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策		

(実施内容)

トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施する。

章	1 道路交通の安全	事業名 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏ました対策
節	3 安全運転の確保	
項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関名) 東北運輸局
細目		

(実施内容)

事業用自動車事故調査委員会において、社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析を行っているところであり、引き続き、同委員会における事故の原因分析・再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

章	1 道路交通の安全	事業名
節	3 安全運転の確保	
項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関名) 東北運輸局
細目	カ 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の推進	

(実施内容)

運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」で推奨している睡眠時無呼吸症候群、脳疾患、心疾患等の早期発見に寄与する各種スクリーニング検査について、自動車運送事業における実態把握等を行い、その普及を図るための方策を検討する。

章	1 道路交通の安全	事業名 軽井沢スキーバス事故を受けた対策
節	3 安全運転の確保	
項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関名) 東北運輸局
細目		

(実施内容)

平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえた再発防止策について、同年6月にとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項について、可能なものから速やかに実施する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	3 安全運転の確保		
項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関名)	東北運輸局
細目	キ 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等		

(実施内容)

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択することができるようになるとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」(Gマーク制度)の普及を更に促進する。

章	1 道路交通の安全	事業名	貸切バス事業者安全性評価認定制度の普及促進
節	3 安全運転の確保		
項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関名)	東北運輸局
細目			

(実施内容)

公益社団法人日本バス協会において、旅行会社や利用者がより安全性の高い貸切バス事業者を選択することができるようになるとともに、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図るため、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の普及を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名	荷主勧告制度の運用の充実
節	3 安全運転の確保		
項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関名)	東北運輸局
細目			

(実施内容)

貨物自動車運送事業者の過積載運転、過労運転、最高速度違反等に関し、荷主からの無理な運行依頼が問題となっている。早期の段階で幅広く荷主の側へ協力を求める仕組みを導入し、荷主勧告制度の運用の拡充を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策
節	3 安全運転の確保	
項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(実施機関名) 東北運輸局
細目		

(実施内容)

国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保を図るために、コンテナ貨物の重量や積付けに関する情報を運転者まで伝達することや、過積載・偏荷重等の不適切状態にあるコンテナを発見及び是正する措置について記載した「安全輸送ガイドライン」及び「安全輸送マニュアル」の周知徹底を図るため、関係者が対策の議論・検討を行う連絡会議の活動を促進する。

章	1 道路交通の安全	事業名
節	3 安全運転の確保	
項目	5 交通労働災害の防止等	(実施機関名) 福島労働局
細目	ア 交通労働災害の防止	

(実施内容)

1 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知

あらゆる機会を捉えて「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知、併せて健康管理、時間管理の徹底を図る。

2 労働災害防止団体等が行う交通労働災害防止活動に対する指導・援助

陸上貨物運送事業・建設業労働災害防止協会福島県支部、地区労働基準協会等の労働災害防止団体が行う交通労働災害防止個別指導等実施事業、交通労働災害防止担当管理者教育等の交通労働災害防止活動を指導・援助する。

[前年度の実績]

- 1 「交通労働災害防止のためのガイドライン」改訂版を作成し、集団指導や個別指導時に配布し、取組を要請した。
- 2 陸消防防災防災事務局長・消防指導員会議での情報交換と指導員による事業場指導時の要点について要請した。
- 3 (独)自動車事故対策機構福島事務所(NASVA)運行管理者等一般講習にてガイドライン等の周知及び要請を行った。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	3 安全運転の確保		
項目	5 交通労働災害の防止等	(実施機関名)	
細目	イ 運転者の労働条件の適正化等		福島労働局

(実施内容)

1 自動車運転者の労働条件確保のための監督指導

自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図り、もって交通事故の防止に資するため、自動車運転者を使用する事業場に対して、労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の履行確保のための監督指導を積極的に実施する。

2 過重労働による健康障害防止のための総合対策

時間外労働の削減、労働者の健康管理に係る措置の徹底等、過重労働による健康障害防止のための総合対策を推進する。

3 関係行政機関等との連携

陸運関係機関との間における「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度」の活用や合同監督・監査の実施、警察機関との間における「自動車運転者の過労運転事案に係る通報制度」の活用等により、引き続き関係行政機関との連携強化を図る。

また、運送事業者、荷主、行政等の関係者からなる「トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会」において、取引環境の改善や長時間労働の抑制に向けた環境整備に取り組む。

[前年度の実績]

- 過重労働解消に向けた取組の一環として、1か月当たり時間外・休日労働が80時間を超えると考えられる全事業場に対して監督指導を実施。
- 県トラック協会と連携して、同協会会員事業場に対して事故防止講習会を6回開催し、労働基準関係法令等についての周知を図った。
- 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会」で実施を承認したトラック運転者の長時間労働等の問題点・課題等を改善するための実証実験を実施した。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	3 安全運転の確保		
項目	6 道路交通に関する情報の充実	(実施機関名)	
細目	イ 気象情報等の充実		福島地方気象台

(実施内容)

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。

1 気象観測予報体制の整備等

適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、静止気象衛星、高層気象観測、気象レーダー観測、地上気象観測、地域気象観測、関係機関が観測を行っている各気象観測などの成果を活用し、台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握するとともに、集中豪雨、局地的大雨等の実況監視体制を強化する。

2 地震・津波・火山監視体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

(1) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

(2) 津波警報等の確実な運用

的確な防災対応に資するよう、地震の規模や津波の状況の正確な把握及び迅速的確な津波警報等の更新や沖合の津波情報の発表を行う。

(3) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。

3 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや福島地方気象台ホームページを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

(1) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・土砂災害警戒情報・土砂災害警戒判定メッシュ情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(2) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(3) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付して噴火警報等を発表する。

また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

4 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会を開催する。

[前年度の実績]

平成28年度防災気象情報等に関する連絡会を開催。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	4 車両の点検整備・安全性情報の提供		
項目	1 自動車アセスメント情報の提供等	(実施機関名)	
細目			東北運輸局

(実施内容)

自動車アセスメント、チャイルドシートアセスメントにおいて、自動車ユーザーに自動車及びチャイルドシートの安全性能に関する比較情報を定期的に提供することにより、ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境を整備するとともに、自動車メーカー等のより安全な製品開発を促進する。特に予防安全技術の評価については、車線維持支援制御装置の評価を新たに加えるなど、より一層の充実を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	4 車両の点検整備・安全性情報の提供		
項目	2 自動車の検査及び点検整備の充実	(実施機関名)	
細目	ア 自動車の検査の充実		東北運輸局

(実施内容)

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、自動車検査の高度化を始めとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図る。また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両等の保安基準不適合車両の排除等を推進する。

なお、実施にあたっては、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と連携し、検査の効率化及び検査体制の充実強化を図る。

さらに、指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、指定自動車整備事業者に対する指導監督を強化する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	4 車両の点検整備・安全性情報の提供		
項目	2 自動車の検査及び点検整備の充実	(実施機関名)	
細目	イ 型式指定制度の充実	東北運輸局	

(実施内容)

車両の構造に起因する事故の発生及び不正行為を防止するため、型式指定制度により新型自動車の安全性の審査等を独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所と連携して実施する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	4 車両の点検整備・安全性情報の提供		
項目	2 自動車の検査及び点検整備の充実	(実施機関名)	
細目	ウ 自動車点検整備の充実	東北運輸局	

(実施内容)

1 点検整備の充実

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、平成29年9月及び10月を強化月間として「自動車点検整備推進運動」を県下に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。

2 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、平成29年6月を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を県下に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的実施等により、不正改造車の排除を徹底する。

また、不正な二次架装による積載量又は乗車定員の水増し等を排除するため、架装メーカー等に対する立入検査の実施等を厳正に行う。

3 自動車整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応して、整備技術を高度化する必要があることから、整備主任者に対する技術研修等を通じて情報提供を行うとともに、一級自動車整備士制度を活用し、整備士の技術面及び接客面の能力の向上を推進する。また、自動車分解整備事業者の整備技術の高度化等への支援を行う。

さらに、平成25年に取りまとめた「自動車整備技術の高度化検討会」を平成27年9月に再開し、これまでの排ガス関連を中心とした装置に加えて、新技術が用いられている安全装置に対する整備環境及び人材育成体制の強化を図るための検討を行う。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	4 車両の点検整備・安全性情報の提供		
項目	3 リコール制度の充実・強化	(実施機関名)	
細目		東北運輸局	

(実施内容)

自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールをより迅速かつ確実に実施するため、装置製作者等からの情報収集体制の強化を図るとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。

また、自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名	重-2
節	4 車両の整備・安全性情報の提供		
項目	4 自転車の安全性の確保	(実施機関名)	
細目		警察本部交通企画課	

(実施内容)

1 自転車安全整備店等との連携による点検整備を推進し、整備不良自転車の一掃、T Sマークの普及、夜光反射材の取り付けを促進し、自転車の安全性の確保を図る。

2 自転車安全利用推進月間の取り組みを強化し、県民総ぐるみの運動として定着化を図る。

- 3 自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果についての広報啓発を推進し、幼児や児童の自転車利用時のヘルメット着用を積極的に促進する。
- 4 自転車講習制度が新設されたことに伴い、各種講習会や街頭キャンペーン等において自転車講習制度の周知を図るとともに、交通ルールの遵守とマナー向上の啓発活動を推進する。

章	1 道路交通の安全	事業名 重－3
節	5 道路交通秩序の維持	
項目	1 交通の指導取締りの強化等	(実施機関名)
細目	ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等	警察本部交通指導課

(実施内容)

1 重点を指向した交通指導取締りの強化

管内における交通事故分析に基づき、最高速度違反、飲酒運転等の交通事故に直結する悪質・危険性の高い7種違反に迷惑性の高い駐車違反を加えた8種違反に重点を指向し、違反種別毎の事故の発生状況や違反が敢行される時間帯・場所を考慮した指導取締りを強化する。

2 シートベルト・チャイルドシート装着義務違反取締りの徹底

交通事故の被害軽減と交通マナーの向上を図るため、シートベルト・チャイルドシート装着義務違反の恒常的かつランダムな取締りを徹底する。

なお、指導取締りにあたっては、後部座席を含む全席シートベルト着用についての徹底を呼び掛ける。

[前年度の実績]

区分	平成28年実績	前年対比
告知件数	5 6 , 5 1 0	+2 , 6 1 9
検挙件数	4 , 1 6 7	+7 4 3
点数告知件数	2 1 , 0 8 4	-3 , 6 4 0
合計	8 1 , 7 6 1	-2 7 8

章	1 道路交通の安全	事業名 (実施機関名) 警察本部交通指導課	
節	5 道路交通秩序の維持		
項目	2 交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進		
細目	ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底		

(実施内容)

悪質・危険な交通事故事件に対応するため、多様化する捜査手法等に係る指導体制を強化し、適正かつ、ち密な交通事故事件捜査の推進を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名 (実施機関名) 警察本部交通指導課	
節	5 道路交通秩序の維持		
項目	2 交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進		
細目	イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化等		

(実施内容)

- 1 大量退職・大量採用と相まって交通事故事件捜査経験の浅い交通事故捜査員が増加している現状を踏まえ、組織的かつ計画的な教養を推進して交通事故事件等の捜査能力、実務能力の強化を図る。
- 2 突発的かつ重大な交通事故事件等に対し、早期に捜査体制を確立するため交通事件特別捜査隊を編成し効果的運用を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名 (実施機関名) 警察本部交通指導課	
節	5 道路交通秩序の維持		
項目	2 交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進		
細目	ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進		

(実施内容)

悪質な交通事故事件、事故原因の究明が困難な交通事故事件等について、客観的証拠を収集するべく正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行うほか、科学的手法を取り入れた捜査を推進するため、交通鑑識の体制を強化する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	5 道路交通秩序の維持		
項目	3 暴走族対策の推進	(実施機関名)	
細目	ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実	県教育庁健康教育課	

(実施内容)

- 1 各種通知による、暴走族対策の内容についての指導
隨時（文部科学省からの依頼時、県警からの依頼時、事故多発時）
・送付先：市町村立中学校、県立学校
- 2 各種通知による、暴走行為等についての指導
5月連休前、夏季休業前、冬季休業前、学年末、学年始休業前の4回
- 3 学校訪問における指導
学校訪問において、地域における暴走族の実態等に関する啓発活動及び指導
- 4 関係機関との連携による暴走族からの離脱指導等
少年補導員等の民間ボランティア、保護司（会）、少年サポートセンター等との連携の下、暴走族の解体、暴走族への加入阻止、離脱等の支援、指導等を徹底する。
- 5 教育事務所長会議、市町村教育委員会教育長会議、県立高等学校長会議、小・中学校長会議、小・中・高等学校教頭会議における啓発及び指導
- 6 県高等学校生活指導協議会における啓発及び指導

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	5 道路交通秩序の維持		
項目	3 暴走族対策の推進	(実施機関名)	
細目	ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実	警察本部交通指導課	

(実施内容)

- 1 暴走族を許さない社会環境作りについての啓発を行うとともに関係団体等が行う暴走族の根絶に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずる。
- 2 暴走族への加入防止及び暴走族からの脱退を促進するため、学校等において「暴走族加入阻止教室」を開催し、暴走族の悪質性、危険性、反社会性などについて理解させるとともに暴走族からの脱退者に対する必要な相談支援活動を行う。
- 3 報道関係機関等にタイムリーな素材の提供を行い、地域ぐるみの暴走族追放気運の高揚に努める。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	5 道路交通秩序の維持		
項目	3 暴走族対策の推進	(実施機関名)	
細目	ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実		生活交通課

(実施内容)

福島県暴走族等の根絶に関する基本方針に基づき、必要に応じて広報・啓発を行う。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	5 道路交通秩序の維持		
項目	3 暴走族対策の推進	(実施機関名)	
細目	ウ 暴走族に対する指導取締りの強化		警察本部交通指導課

(実施内容)

- 1 暴走族等の不法行為に対しては、共同危険行為等の禁止規定をはじめ、あらゆる法令を多角的に適用して構成員を検挙し、その根絶を図る。
- 2 不法改造事案については、必要に応じ運輸支局に対し、整備命令の発出を要請するとともに、関係機関・団体に対する指導の徹底を図る。

[過去3年の暴走族等の検挙実績]

平成26年 4件 15名（うち逮捕2名）

平成27年 なし

平成28年 1件 8名（うち逮捕8名）

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	5 道路交通秩序の維持		
項目	3 暴走族対策の推進	(実施機関名)	
細目	エ 暴走族関係事犯者の再犯防止		警察本部交通指導課

(実施内容)

把握した暴走族について、個別指導及び継続補導を実施し、脱退、離脱等に対する相談支援活動を推進するとともに、関係機関団体と連携して、就学、就労対策の推進及び少年の健全育成に影響を及ぼす各種違反行為に対する取締りを強化して少年の立ち直りを図る。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	5 道路交通秩序の維持		
項目	3 暴走族対策の推進	(実施機関名)	
細目	オ 車両の不法改造の防止	警察本部交通指導課	

(実施内容)

- 1 整備不良車両等の不法改造車両の取締りを徹底する。
- 2 不法に車両を改造し、暴走行為を助長させている改造業者に対しては道路運送車両法の直罰規定を適用するなどその責任を追及する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	6 救助・救急活動の充実		
項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関名)	
細目	ア 救助体制の整備・拡充 イ 多数傷病者発生時における救助・救急体制の充実	地域医療課、消防保安課 各消防本部	

(実施内容)

消防機関相互及び関係機関との連絡体制を整備するとともに、事故を想定した救護訓練を実施する。

〔前年度の実績〕

多数傷病者対応訓練において、避難指示区域内での車両事故による多数傷病者が発生したと想定した救助訓練等を、県警、県内広域応援隊、医療関係機関、消防機関と連携及び協力をを行い実施した。

開催：平成 28 年 11 月 1 日

場所：浪江町地域スポーツセンター

参加：266 名

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	6 救助・救急活動の充実		
項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関名)	
細目	ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進	消防保安課 各消防本部	

(実施内容)

住民に対する応急手当の普及啓発のため、消防機関は指導者となる応急手当指導員の養成に努めるとともに、自動体外式除細動器の使用を含めた心肺蘇生法の講習会を計画的に実施する。

〔前年度の実績〕

消防機関では、指導者となる応急手当指導員の養成に努めるとともに、地域住民に対して応急手当講習会を計画的に実施した。

応急手当指導員養成人員：82人

応急手当講習会の開催：1,179回、参加人数 20,370人

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	6 救助・救急活動の充実		
項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関名)	
細目	エ 救急救命士の養成・配置等の促進		消防保安課 各消防本部

(実施内容)

高度な救急処置が行える救急救命士の養成のため、(一財)救急振興財団が実施する資格取得のための教育訓練を受講させる。

また、医療機関における救急救命士の実習訓練が円滑に行われるよう、関係機関の連携を図る。

〔前年度の実績〕

消防機関において、応急処置の質の向上を図るため、救急救命士や救急隊員に対し、計画的に救急医療機関において実習を受けさせた。

(一財)救急振興財団研修

救急救命士養成研修修了者数 26名

指導救命士養成研修終了者数 12名

病院実習：738回、延べ972人実施

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	6 救助・救急活動の充実		
項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関名)	
細目	オ 救助・救急用資機材の整備の促進		消防保安課 各消防本部

(実施内容)

消防機関は、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を図る。

〔前年度の実績〕

高規格救急車の整備状況

保有救急車数 うち高規格救急車数

H27末 132台 106台

H28末 132台 110台 (前年比 4台増)

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	6 救助・救急活動の充実		
項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関名)	
細目	カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進		災害対策課 消防保安課 各消防本部

(実施内容)

消防防災ヘリコプターの効果的な活用体制を確立するため、市町村・消防機関及び医療機関等の連携強化を図る。

[前年度の実績]

災害対策課、消防保安課、消防防災航空センター、消防機関、医療機関等の参加により開催される「ドクターヘリ・消防防災ヘリ事例検討会」で積極的な活用等について協議した。

開催：平成 29 年 2 月 10 日

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	6 救助・救急活動の充実		
項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関名)	
細目	キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実		消防保安課 各消防本部

(実施内容)

救助隊員、救助隊員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校において教育訓練を定め、教育訓練内容の充実に努めるほか、消防大学校で実施する教育訓練を受講させる。

[前年度の実績]

消防学校において、救急科及び救急救命士養成補助教育科の教育訓練を実施したほか、消防大学校の専科教育救助科及び専科教育救急科を受講した。

- | | | |
|---------|---------|-------|
| 1 県消防学校 | 救急科 | 102 名 |
| | 救助科 | 23 名 |
| 2 消防大学校 | 専科教育救助科 | 2 名 |
| | 専科教育救急科 | 1 名 |

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	6 救助・救急活動の充実		
項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関名)	
細目	ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備		消防保安課 各消防本部

(実施内容)

高速道路沿線の消防機関は、高速自動車国道における消防相互応援協定を締結し管轄区域を設定するほか、重大事故発生時等における相互応援体制を強化する。

[前年度の実績]

高速道路沿線消防本部は、東日本高速道路株式会社と連携を密にし、高速道路管制室との綿密な情報交換を行い、現場のスペース確保やスムーズなインターチェンジの出入りの配慮がなされるなど、円滑な救急業務を実施した。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	6 救助・救急活動の充実		
項目	1 救助・救急体制の整備	(実施機関名)	
細目	ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備		東日本高速道路(株) 東北支社 福島管理事務所 郡山管理事務所 いわき管理事務所 会津若松管理事務所

(実施内容)

第10次福島県交通安全計画に基づいて、インターチェンジ所在消防に対して、財政措置を継続するとともに、消防等関係機関との連携強化を図り、救命救急等の教育訓練を実施する。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	6 救助・救急活動の充実		
項目	2 救急医療体制の整備	(実施機関名)	
細目	ア 救急医療機関等の整備		地域医療課

(実施内容)

1 初期救急医療体制

(1) 小児初期救急医療推進事業

夜間における軽傷の小児救急患者の医療を確保する。

(2) 初期救急医療確保支援事業

休日夜間急患センターに対し運営費を補助する。

(3) 小児平日夜間救急医療支援事業

小児救急医療体制の確保を図るため、平日夜間の夜間小児外来の運営費を補助する。

2 第二次救急医療体制

・小児救急医療支援事業

入院をする小児救急医療の休日夜間の診療体制を確保する。

3 第三次救急医療体制

・救命救急センター運営事業補助

重篤な患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営費を補助する。

4 総合医療情報システム運営事業

救急医療体制を支援するため、救急医療機関及び搬送機関等をネットワークで結び、各種救急医療情報を提供するとともに、県民に対しインターネット方式により医療機関や初期救急医療体制の情報提供を実施する。

[事業の計画額、実績額]

1 初期救急医療体制

事業名	H29 計画額	H28 実績額
小児初期救急医療推進事業	3,864 千円	3,827 千円
初期救急医療確保支援事業	20,880 千円	7,141 千円
小児平日夜間救急医療支援事業	1,822 千円	※H29 新規事業

2 第二次救急医療体制

事業名	H29 計画額	H28 実績額
小児救急医療支援事業	7,664 千円	7,664 千円

3 第三次救急医療体制

事業名	H29 計画額	H28 実績額
救命救急センター運営事業補助	152,706 千円	130,595 千円

4 総合医療情報システム運営事業

事業名	H29 計画額	H28 実績額
総合医療情報システム運営事業	85,042 千円	83,938 千円

章	1 道路交通の安全	事業名							
節	6 救助・救急活動の充実								
項目	2 救急医療体制の整備	(実施機関名)							
細目	イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等		地域医療課 医療人材対策室						
(実施内容)									
1	救急医療従事者資質向上支援事業	救急医療を担う人材の資質向上を図るため、研修に必要な経費を補助する。							
2	小児科以外の医師等を対象とした小児救急研修事業	救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修を実施する。							
3	過疎地域等医師研修事業	過疎地域等の医療を担う人材の育成と地域医療を担う医師の幅広い診療能力（プライマリ・ケア能力）向上を図る研修会等を実施する。							
4	新人看護職員研修事業	新人看護職員の研修を行う病院に対して、その研修に係る経費を補助する。							
5	認定看護師等養成事業	認定看護師等の養成に要する経費を補助する。							
6	看護師等養成所教育体制支援事業	高度化する医療に対応できる臨床実践能力の高い看護職を養成するため、実習指導教員の配置や教育研修活動に対する支援を行い、看護基礎教育の充実を図る。							
〔事業の計画額、実績額〕									
1	救急医療従事者資質向上支援事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>H29 計画額</th> <th>H28 実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急医療従事者資質向上支援事業</td> <td>17,600 千円</td> <td>14,054 千円</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	H29 計画額	H28 実績額	救急医療従事者資質向上支援事業	17,600 千円	14,054 千円
事業名	H29 計画額	H28 実績額							
救急医療従事者資質向上支援事業	17,600 千円	14,054 千円							
2	小児科以外の医師等を対象とした小児救急研修事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>H29 計画額</th> <th>H28 実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小児科以外の医師等を対象とした小児救急研修事業</td> <td>300 千円</td> <td>※H29 新規事業</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	H29 計画額	H28 実績額	小児科以外の医師等を対象とした小児救急研修事業	300 千円	※H29 新規事業
事業名	H29 計画額	H28 実績額							
小児科以外の医師等を対象とした小児救急研修事業	300 千円	※H29 新規事業							
3	過疎地域等医師研修事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>H29 計画額</th> <th>H28 実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過疎地域等医師研修事業</td> <td>7,161 千円</td> <td>4,800 千円</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	H29 計画額	H28 実績額	過疎地域等医師研修事業	7,161 千円	4,800 千円
事業名	H29 計画額	H28 実績額							
過疎地域等医師研修事業	7,161 千円	4,800 千円							

4 新人看護職員研修事業

事業名	H29 計画額	H28 実績額
新人看護職員研修事業	21,203 千円	20,921 千円

5 認定看護師等養成事業

事業名	H29 計画額	H28 実績額
認定看護師等養成事業	39,770 千円	30,194 千円

6 看護師等養成所教育体制支援事業

事業名	H29 計画額	H28 実績額
看護師等養成所教育体制支援事業	19,188 千円	8,337 千円

章	1 道路交通の安全	事業名 (実施機関名) ドクターへリ運営費補助金 地域医療課
節	6 救助・救急活動の充実	
項目	2 救急医療体制の整備	
細目	ウ ドクターへリ事業の推進	

(実施内容)

ドクターへリ事業を運営する福島県立医科大学附属病院に対して、その運営費の一部を助成する。

〔事業の計画額、実績額〕

事業名	H29 計画額	H28 実績額
ドクターへリ運営費補助金	247,876 千円	216,048 千円

章	1 道路交通の安全	事業名 (実施機関名) 地域医療課 消防保安課 各消防本部
節	6 救助・救急活動の充実	
項目	3 救急関係機関の協力関係の確保等	
細目		

(実施内容)

高規格救急自動車の整備を推進し、高規格救急自動車に搭載している携帯電話や心電図電送装置等を活用して、医療機関と消防機関が連携して救急業務を実施できる効果的な救急体制の整備を図る。

[前年度の実績]

搬送受入支援システムを構築し、県北地区において平成28年11月から運用を開始した。

参加医療機関：福島県立医科大学 外14医療機関

参加消防本部：2消防本部

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	6 救助・救急活動の充実		
項目	3 救急関係機関の協力関係の確保等	(実施機関名)	
細目		地域医療課	

(実施内容)

1 救急医療対策協議会の設置

救急医療関係機関相互の合意形成を図ることにより救急医療体制を整備するため、福島県救急医療対策協議会、地域救急医療対策協議会等を設置する。

(1) 県救急医療対策協議会の運営

(2) 地域救急医療対策協議会の運営

(3) 地域メディカルコントロール協議会の運営

2 救急医療提供体制連携推進事業

救急医療の連携体制を構築し、救急患者に対する適切な救急医療を確保するため、県救急病院協会に対し、医療従事者等向けの研修事業を委託する。

3 救急搬送受入支援システムの整備

救急隊と医療機関における救急診療情報の共有と救急搬送の適正化、迅速化を図るとともに、データに基づいた救急医療の質向上を目指し、消防及び救急医療機関へのタブレット端末の導入を推進する。

4 災害派遣医療チーム（D M A T）研修等派遣事業

国等が主催する災害派遣医療チーム（D M A T）研修及び訓練に県内の災害拠点病院等の医療従事者を派遣する。

また、県内で災害医療コーディネーターやD M A T隊員の養成研修、D M A T技能維持のための研修及び訓練等を実施する。

[事業の計画額、実績額]

1 救急医療対策協議会の運営

事業名	H29 計画額	H28 実績額
救急医療対策協議会運営経費	1,649千円	397千円

2 救急医療提供体制連携推進

事業名	H29 計画額	H28 実績額
救急医療提供体制連携推進事業	750 千円	750 千円

3 災害派遣医療チーム（D M A T）研修等派遣事業

事業名	H29 計画額	H28 実績額
災害派遣医療チーム（D M A T）研修等派遣事業	12,191 千円	4,251 千円

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	7 被害者支援の充実と推進		
項目	1 自動車損害賠償保障制度の充実等	(実施機関名)	
細目	ア 自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進	東 北 運 輸 局	

（実施内容）

国による死亡等重要事案に関する支払審査、保険会社等の情報提供措置及び支払基準に基づいた適正な保険金支払いの着実な実施について、被害者保護の充実が図られるよう、引き続き保険金支払いの適正化を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	7 被害者支援の充実と推進		
項目	1 自動車損害賠償保障制度の充実等	(実施機関名)	
細目	イ 無保険（無共済）車両対策の徹底	東 北 運 輸 局	

（実施内容）

自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（共済）車両の運行の防止を徹底する。

章	1 道路交通の安全	事業名	相談事業
節	7 被害者支援の充実と推進		
項目	2 損害賠償の請求についての援助等	(実施機関名)	県民広聴室
細目	ア 交通事故相談活動の推進		

(実施内容)

1 事業内容

ア 交通事故相談

県が実施する交通事故相談については、県民広聴室に専任の交通事故相談員を配置するとともに、県中、県南、会津、いわきの各地方振興局において巡回相談を実施し、相談活動を強化する。

また、市町村交通事故相談窓口及び関係機関、団体等との連絡協調を密にし、多様化・複雑化してきている交通事故相談の受理にあたる。

(ア) 交通事故相談員の配置

県庁県民広聴室県政相談コーナー 2名

(イ) 巡回相談の実施

遠隔地の交通事故相談者の便宜を図るため、次のとおり巡回相談を実施する。

平成29年度交通事故巡回相談（予約制） 年42回

(ウ) 広報活動の充実

各種の広報媒体を活用し、相談窓口の周知徹底を図る。

(エ) 交通事故相談員の研修

相談員の資質向上を図るために、国土交通省等が行う研修に参加する。

イ 市町村との連携

市町村相談窓口の充実・強化のため連携する。

[前年度の実績]

1 事業内容

ア 交通事故相談

平成28年度相談受理件数 331件

(ア) 交通事故相談員の配置

県庁県民広聴室県政相談コーナー 2名

(イ) 巡回相談の実施

平成28年度交通事故巡回相談（予約制） 年9回

(ウ) 広報活動の充実

相談案内のリーフレットを作成し、県関係機関、各市町村の窓口等で配布した。

また、電波広報媒体では、スポット放送を県内のテレビ、ラジオ各局で隨時行うとともに、県のホームページにも案内を掲載した。

(イ) 交通事故相談員の研修

下記研修会に相談員を派遣し、資質の向上を図った。

○交通事故相談員中央研修会（初任者コース） 1名

○交通事故相談員総合支援研修会 1名

イ 市町村との連携

市町村に対し、交通事故相談関係の冊子等を配付するなど、相談窓口の充実及び情報提供を図った。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	7 被害者支援の充実と推進		
項目	3 交通事故被害者支援の充実強化	(実施機関名)	東北運輸局
細目	ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実		

(実施内容)

ア 交通遺児等への援助

(ア) 交通遺児（海難遺児を含む）を養育している世帯に対して教育手当を支給し、児童生徒の健全育成を図る。

(イ) 交通遺児育英会の奨学生募集に積極的に協力する。

(ウ) 被害者の救済を図るため、独立行政法人自動車事故対策機構（N A S V A）において交通遺児等に対する生活資金貸付け及び公益財団法人交通遺児等育成基金において交通遺児育成のための基金事業等を行い、交通事故被害者支援の充実強化を図る。

イ 療護施設の運営

独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者の治療・看護を専門に行う重度後遺障害者療護施設（東北療護センター）の運営等を行う。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	7 被害者支援の充実と推進		
項目	3 交通事故被害者支援の充実強化	(実施機関名)	生活交通課
細目	ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実		

(実施内容)

(公財)福島県交通遺児奨学基金協会より、交通遺児及び交通事故により重度の後遺障害を受けた者の子に対し、その健やかな成長と勉学の励みとなるように奨学金の支給等を行う。

1	奨学金の支給	
	・小学生・中学生	1人 30,000円
	・小学校入学予定児童	1人 70,000円
	・中学校入学予定児童	1人 100,000円
	・中学校卒業予定生徒	1人 150,000円
2	図書カードの贈呈	
	・小、中学校に在学する児童	
	小学生	1人 5,000円
	中学生	1人 7,000円
	・小学校に入学予定児童	1人 5,000円
	・中学生に入学予定児童	1人 10,000円
	・中学校卒業予定生徒	1人 30,000円
3	旅行クーポン券の贈呈	
	・小学4年及び中学2年に在学する交通遺児等1世帯当たり	50,000円
【前年度の実績】		
1	小学校又は中学校に入学予定及び中学校卒業予定の交通遺児	28人に対し奨学金を支給した。また、小・中学校に在学する交通遺児 98人に奨学金を支給した。
3	小学校、中学校等に在学する交通遺児、また、小学校に入学予定及び中学校卒業予定の交通遺児	127人に対し、図書カードを贈呈した。
4	小学校4年生、中学2年生の交通遺児世帯	29世帯に対して、旅行クーポン券を贈呈した。
章	1 道路交通の安全	事業名
節	7 被害者支援の充実と推進	
項目	3 交通事故被害者支援の充実強化	(実施機関名)
細目	イ 交通事故被害者等の心情に配意した対策の推進	県警察本部交通指導課
(実施内容)		
悪質・重大な交通事故事件等については、捜査経験豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が現場に赴いて、客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実に努める。		
また、被害者連絡調整官等の適切な運用、簡略化した捜査書類の的確な運用等により、交通事故被害者の心情に配意した取組を推進し、交通事故被害者の負担軽減を図る。		

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	7 被害者支援の充実と推進		
項目	3 交通事故被害者支援の充実強化	(実施機関名)	
細目	ウ 公共交通事故による被害者等への支援の推進		東北運輸局

(実施内容)

(1) 平時における取組

ア 被害者等への支援体制の整備

公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。

イ 事業者における支援計画作成の促進

公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。

(2) 事故発生時の取組

ア 事故発生直後の対応

被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう図る。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう図る。

イ 中長期的対応

公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。

章	1 道路交通の安全	事業名	
節	8 調査研究の充実		
項目	2 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	(実施機関名) 警察本部交通企画課	
細目			

(実施内容)

- 1 個別分析により、交通事故の発生を予測し、先行した対策を策定する。
- 2 交通事故の調査・分析結果を、各種広報媒体に積極的に提供するなどして、県民が交通事故の実態やその悲惨さについて理解し、交通事故防止に資する意識の啓発を図る。
- 3 交通ボランティア団体等に各種事故分析結果を積極的に提供し、地域における自主的な交通安全活動を促進する。

[前年度の実績]

- 県警ホームページで交通事故統計、分析結果及び交通死亡事故発生速報の提供
- 県警ホームページで「電子版平成28年交通白書」の提供

章	1 道路交通の安全	事業名	重-1
節	9 避難地域の交通安全		
項目	3 避難生活者に対する交通安全教育の推進	(実施機関名) 県警察本部交通企画課	
細目			

(実施内容)

東日本大震災及び原発事故により、今なお多くの方々が仮設住宅等で生活している状況にある。仮設住宅には、交通事故の被害者となり得る高齢者世帯も多いことから、関係団体等と連携し、交通安全教室の開催や戸別訪問などにより交通安全、交通事故防止を図る。

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	1 鉄道交通の安全対策		
項目	1 鉄道交通環境の整備	(実施機関名)	
細目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上	東北運輸局	

(実施内容)

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。

さらに、平成28年度に設置した「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」においてとりまとめたホームドアの整備等のハード対策や駅員等による乗車・降車の誘導案内を始めとするソフト対策による総合的な転落防止対策の実効性を確保するため、検討会を活用した進捗管理を行い、鉄道事業者の積極的な取組を促すことで、引き続き、駅ホームの安全性確保に向けた取組を推進する。

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	1 鉄道交通の安全対策		
項目	1 鉄道交通環境の整備	(実施機関名)	
細目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上	東日本旅客鉄道株式会社	

(実施内容)

鉄道交通の安全を確保するために、軌道や路盤等の施設の保守及び強化を適切に実施するとともに、降雨による土砂崩壊、あるいは落石、雪崩等による施設の被害を防止するため、線路防護施設の整備を促進する。

また、駅施設等については、高齢者・障害者等の安全利用にも十分配慮した施設の整備を推進する。

[前年度の実績]

視覚障害者警告ブロックの整備、舗装（凹凸）修繕、見通し阻害樹木伐採、除草、不要設備撤去の実施

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	1 鉄道交通の安全対策		
項目	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	(実施機関名)	
細目		東北運輸局	

(実施内容)

運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等において、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	1 鉄道交通の安全対策		
項目	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	(実施機関名)	
細目		東日本旅客鉄道株式会社	

(実施内容)

踏切事故等鉄道の運転事故及び置き石、投石等の鉄道妨害、線路内立入等の外部要因による事故を防止するため、踏切の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を対象として、全国安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等による広報活動を積極的に行う。また道路運送事業者等を対象に引き続き、踏切脱出訓練を開催し、踏切事故防止啓発活動を展開する。

[前年度の実績]

- 1 交通安全協会及び自動車学校等への広報活動
- 2 JR鉄道沿線の各幼稚園、小学校への広報活動（踏切安全教室）
- 3 郡山自動車学校での踏切脱出訓練(9/6)、郡山総合車両センターでの踏切障害事故対応合同訓練追加(11/2)、福島駅、郡山駅、会津若松駅での「踏切事故防止キャンペーン・ブース」の設置等啓発活動を推進している（4/6春、9/21秋のキャンペーン）
- 4 常磐線一部区間運転再開を前に使用開始踏切での踏切事故防止啓発（11/4相馬～浜吉田3箇所、3/2小高～浪江可間3箇所）

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	1 鉄道交通の安全対策		
項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関名)	
細目	(1) 保安監査等の実施	東北運輸局	

(実施内容)

鉄道事業者に対し、定期的に又は重大な事故等の発生を契機として保安監査等を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。

また、JR北海道問題を踏まえて平成26年度に実施した保安監査の在り方の見直しに係る検討結果に基づき、計画的な保安監査のほか、同種のトラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図る。

このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	1 鉄道交通の安全対策		
項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関名)	
細目	(2) 運転士の資質の保持	東北運輸局	

(実施内容)

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	1 鉄道交通の安全対策		
項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関名)	
細目	(2) 運転士の資質の保持	東日本旅客鉄道株式会社	

(実施内容)

鉄道の乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容については、引き続き、安全・教育を実施するとともに、事故対応能力の向上を図る。

また、幹線交通の輸送障害等による被害や社会的影響を軽減するため、運行管理体制の充実を図るとともに、ダイヤの乱れ、事故発生等の際、列車の運行状況を的確に把握し、緊急連絡、情報提供、迅速な復旧による応急輸送体制の充実と迅速かつ適切な措置を講じる。

〔前年度の実績〕

- 人身事故、踏切事故等が発生した際は、早期運転再開に向けた警察、消防との打ち合わせ連絡を強化するとともに、現場検証を速やかに終了させるため、人身事故対応グッズ、人身事故発生状況記録表（人身事故発生メモ）の活用を実施している。
- 各地区、線区ごとに、回送列車（異常時現車訓練列車）を運行させて異常時取扱訓練を実施している。（5/12 東北本線福島～郡山間、9/7 磐越東線いわき～小川郷間（大雨中止）、10/20 奥羽本線福島～板谷間、12/7 常磐線新地～相馬間避難経路）

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	1 鉄道交通の安全対策		
項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関名)	
細目	(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用		東北運輸局

（実施内容）

主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行うとともに、安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう、情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知する。また、国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	1 鉄道交通の安全対策		
項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関名)	
細目	(4) 気象情報等の充実		福島地方気象台

（実施内容）

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・土砂災害警戒情報・竜巻注意情報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章 道路交通の安全」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	1 鉄道交通の安全対策		
項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関名)	
細目	(4) 気象情報等の充実	東日本旅客鉄道株式会社	

(実施内容)

鉄道の安全な運行に資するため、自然災害の現象について的確な実況監視を行うとともに、防災情報システムの整備冗長化を進め、関係機関と連携し、適時適切な予報・警報等の情報を収集し、事故の防止・軽減に務める。

[前年度の実績]

気象台や民間の気象情報等を利用し、風、大雨等での災害時の列車運行管理に役立てている。

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	1 鉄道交通の安全対策		
項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関名)	
細目	(5) 大規模な地震が発生した場合の適切な対応	東北運輸局	

(実施内容)

関係機関及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

また、輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において利用者の行動判断に資する情報提供を行うよう指導する。

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	1 鉄道交通の安全対策		
項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関名)	
細目	(5) 大規模な地震が発生した場合の適切な対応	東日本旅客鉄道株式会社	

(実施内容)

大規模地震発生時における防災関係機関との連絡体制を構築するとともに、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。また、交通機関が途絶した場合を想定し、駅周辺の帰宅困難者へ指定避難所への誘導案内、必要により一時滞在場所の提供を行う。

運行状況情報を的確に発信し、ご利用されるお客さまへ適切な情報提供を行い、幹線交通における輸送障害発生時の社会的影響を軽減するとともに、復旧の体制を整備する。

〔前年度の実績〕

- 1 大規模地震発生（震度6弱）したことを想定し、防災訓練を実施している。
- 2 「地震等の発生時における帰宅困難者対応に関する協定」を福島市と郡山市間で締結
2014年8月27日福島市、2015年3月19日郡山市
- 3 国民保護法に基づく県危機管理部主催図上訓練において、福島市とへの帰宅困難者の受け入れ要請と避難所開所要請（2/8）

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	1 鉄道交通の安全対策		
項目	3 鉄道の安全な運行の確保	(実施機関名)	
細目	(6) 運輸安全マネジメント評価の実施		東北運輸局

（実施内容）

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、平成28年度で制度導入から10年を経過したことを受け、制度の効果と課題を総括し、今後の展開の在り方について検討を行う。併せて、そのコンセプトを全ての事業者へ普及することを目指すなど、充実強化を図る。

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	1 鉄道交通の安全対策		
項目	4 鉄道車両の安全性の確保	(実施機関名)	
細目			東北運輸局

（実施内容）

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。また、平成27年12月に運輸安全委員会より国土交通大臣に提出された「貨物列車走行の安全性向上に関する意見について」の指摘を踏まえ、鉄道事業者、鉄道車両メーカー、貨物利用運送事業者、荷主、研究機関等の関係者と貨物列車走行の安全性向上に関して検討を行う。

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名		
節	1 鉄道交通の安全対策			
項目	4 鉄道車両の安全性の確保	(実施機関名)		
細目			東日本旅客鉄道株式会社	
(実施内容)				
列車運行の高速化、高密度化に対応し、列車運行の安全確保を図るため、列車集中制御装置（CTC）の老朽化に合わせ、整備等を促進する。				
章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名		
節	1 鉄道交通の安全対策			
項目	5 救助・救急活動の充実	(実施機関名)		
細目			東北運輸局	
(実施内容)				
鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ適確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。				
章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名		
節	1 鉄道交通の安全対策			
項目	5 救助・救急活動の充実	(実施機関名)		
細目			東日本旅客鉄道株式会社	
(実施内容)				
鉄道の重大事故等の発生、また、テロを想定した避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、防災訓練の充実や福島県警察、消防機関、医療機関、その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進する。				
〔前年度の実績〕				
1 JRと福島県警察との連絡協議会の開催（9/13）				
2 福島県公共交通機関テロ防止連絡協議会「テロ対策総合訓練」の実施				
2012年から、郡山、福島、いわき、会津若松、郡山(H28.11.10)の各駅で実施				
(本年11月上旬 常磐線原ノ町駅を予定)				

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名			
節	1 鉄道交通の安全対策				
項目	6 被害者支援の推進	(実施機関名)			
細目		東北運輸局			
(実施内容)					
(1) 平時における取組					
ア 被害者等への支援体制の整備					
公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。					
イ 事業者における支援計画作成の促進					
公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。					
(2) 事故発生時の取組					
ア 事故発生直後の対応					
被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう図る。					
また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう図る。					
イ 中長期的対応					
公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。					

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	2 踏切道における交通の安全対策		
項目	1 踏切道の立体交差化、構造の改良の促進及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	(実施機関名)	東北運輸局
細目			

(実施内容)

遮断時間が特に長い踏切道や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。

加えて、立体交差化までに時間の掛かる遮断時間の長い踏切等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等を促進する。

なお、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等がふくそうすることができないよう事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

また、立体交差化、構造の改良等に加え、当面の対策（カラー舗装等）や踏切・駅周辺対策等ソフト・ハード両面からできる対策を総動員する。

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	2 踏切道における交通の安全対策		
項目	1 踏切道の立体交差化、構造の改良の促進及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	(実施機関名)	道路整備課
細目			

(実施内容)

歩道が狭隘な踏切等における歩行者安全対策のための構造改良を実施する。

また、自動車交通量が多く踏み切り遮断時間が長い踏切道など、立体交差化を実施することにより交通の円滑化に著しく効果があると認められる踏切道については、極力立体交差化を図り踏切道の除却を促進する。加えて、立体交差化までに時間のかかる遮断時間の長い踏切等については、効果の発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者立体横断施設の設置等を促進する。

【H29 計画】

(単位：千円)

路線名	鉄道	踏切名	工事箇所	構造種別	事業費	備考
喜多方西会津線	磐越西線	第二新津 街道	喜多方市	構造改良	90,000	道路整備
二本松川俣線	東北本線	小幡	二本松市	構造改良	10,000	道路整備
会津坂下河東 線	磐越西線	堂島	会津若松市	構造改良	30,000	道路整備
新地停車場釣 師線	常磐線	釣師街道	新地町	立体	300,000	道路整備

[前年度の実績]

【H28 実施】

(単位：千円)

路線名	鉄道	踏切名	工事箇所	構造種別	事業費	備考
喜多方西会津線	磐越西線	第二新津 街道	喜多方市	構造改良	140,345	道路整備
二本松川俣線	東北本線	小幡	二本松市	構造改良	6,660	道路整備
赤留塔寺線	只見線	杉第2	会津坂下町	構造改良	165,512	道路整備
新地停車場釣 師線	常磐線	釣師街道	新地町	立体	1,236,388	道路整備

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	2 踏切道における交通の安全対策		
項目	1 踏切道の立体交差化、構造改良の促進及び 歩行者等立体横断設備の整備の促進	(実施機関名) 東日本旅客鉄道株式会社	
細目			

(実施内容)

遮断回数が多い踏切道や交通量の多い踏切道において、交通渋滞が著しく社会生活上弊害をもたらしている箇所について、立体交差化を推進するとともに、歩道が狭窄な踏切における歩行者安全対策のための構造改良等について、関係機関と引き続き協議する。

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	2 踏切道における交通の安全対策		
項目	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	(実施機関名)	
細目			東北運輸局

(実施内容)

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故発生状況等を勘案して必要に応じ障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を進める。

なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進する。

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	2 踏切道における交通の安全対策		
項目	3 踏切道の統廃合の促進	(実施機関名)	
細目			東北運輸局

(実施内容)

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造の改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施することとする。

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	2 踏切道における交通の安全対策		
項目	4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	(実施機関名)	
細目			東北運輸局

(実施内容)

緊急対策の検討が必要な踏切道は、踏切道の諸元や対策状況等を記した「踏切安全通行カルテ」により、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進める。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。

また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないよう努めるものとする。

章	2 鉄道交通及び踏切道における交通の安全	事業名	
節	2 踏切道における交通の安全対策		
項目	4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	(実施機関名) 東日本旅客鉄道株式会社	
細目	(実施内容)		

踏切事故は直前横断、脱輪等に起因するものが多いことから、自動車運転者の歩行者等の踏切通行者に対し、安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るための広報活動を推進する。また、交通の安全と円滑化を図るための踏切支障報知装置（非常ボタン）の緊急装置取扱訓練を実施する。

さらに、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法や安全な踏切通過方法の啓発・広報活動を推進するため、踏切事故防止キャンペーン等において、パンフレット等の配布により周知徹底する。

〔前年度の実績〕

- 1 踏切事故防止キャンペーン時の踏切内脱出訓練の実施（4/6 春、9/21 秋のキャンペーントを郡山駅、福島駅、会津若松駅実施）、H29 年度（4/6 春、10/27 秋のキャンペーント予定）
- 2 踏切設備修繕、踏切照明及び踏切注意標の点検整備、見通し阻害樹木伐採、除草、脱輪防護及び停止ラインへの塗装等の点検整備、踏切内降雪時の除雪融雪作業の実施